

令和4年第2回定例会

一宮町議会会議録

令和4年6月16開会

令和4年6月16閉会

令和4年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月16日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
町長の行政報告	6
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
一般質問	17
大橋照雄君	17
川城茂樹君	22
小関義明君	26
藤乗一由君	30
志田延子君	47
鶴沢清永君	50
袴田忍君	52
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
報告第1号の上程、説明、質疑	59

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
日程の追加	75
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
閉会の宣告	79
署名議員	81

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 16 日 （ 木 ）

令和4年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和4年6月16日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	鵜	沢	清	永	6番	小	安	博	之	
7番	袴	田		忍	8番	鵜	野	澤	一	夫
9番	吉	野	繁	徳	10番	志	田	延	子	
11番	森		佐	衛	12番	藤	乗	一	由	
13番	鵜	沢	一	男						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	大	場	雅	彦							
会	計	課	長	秦	和	範	教	育	長	竹	之	内	達	生					
総	務	課	長	諸	岡	昇	企	画	広	報	課	長	渡	邊	高	明			
税	務	課	長	目	良	正	巳	住	民	課	長	鎗	田	浩	司				
福	祉	健	康	課	長	森	常	磨	都	市	環	境	課	長	高	田	亮		
産	業	観	光	課	長	田	中	一	郎	子	育	て	支	援	課	長	小	柳	薫
教	育	課	長	渡	邊	浩	二												

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	御	園	明	裕	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関

する請願書

日程第六 請願第 2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採
択に関する請願書

日程第七 一般質問

日程第八 承認第 1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認
を求めることについて

日程第九 承認第 2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の
専決処分につき承認を求めることについて

日程第十 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について

日程第十一 議案第 1号 一宮町史編さん委員会条例の制定について

日程第十二 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第十三 議案第 3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第十四 議案第 4号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第十五 議案第 5号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について

日程第十六 議案第 6号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1
次）議定について

日程第十七 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程の追加

追加日程一の日程第一 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

追加日程一の日程第二 発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見
書

◎表彰の伝達

○議長（鶴沢一男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本定例会から、クールビズ期間中は地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開会いたします。なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構であります。

それでは、会議に入る前に皆さんにお知らせをいたします。

去る5月26日付で千葉県町村議会議長会会長より、町村議会議員として多年にわたり地方自治の振興発展に貢献された方に対し表彰が行われ、本町からは志田延子君が特別自治功労表彰を受けました。

また、藤乗一由君、鶴野澤一夫君、袴田 忍君、小安博之君、鶴沢清永君、それと私が自治功労表彰を受けましたので、お知らせをいたします。

これから表彰の伝達式を執り行います。

10番、志田延子君、12番、藤乗一由君、8番、鶴野澤一夫君、7番、袴田 忍君、6番、小安博之君、5番、鶴沢清永君、以上6名の方は前にお願いたします。

表彰状。長生郡一宮町、志田延子様。

あなたは、多年、町村議会議員として地方自治振興発展に貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、特別表彰をします。

令和4年5月26日。

千葉県町村議会議長会長 松野唱平。（拍手）

表彰状。長生郡一宮町、藤乗一由様。

あなたは、多年、町村議会議員として地方自治振興発展に寄与、貢献されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。

令和4年5月26日。

千葉県町村議会議長会長 松野唱平。（拍手）

表彰状。長生郡一宮町、鶴野澤一夫様。

以下同文となります。（拍手）

表彰状。長生郡一宮町、袴田 忍様。

以下同文です。（拍手）

表彰状。長生郡一宮町、小安博之様。

以下同文です。（拍手）

表彰状。長生郡一宮町、鶴沢清永様。

以下同文です。（拍手）

○10番（志田延子君） 長年にわたり、皆様にお世話になってまいりました。町民の方々の声を聞いて一宮町はさすがだと言われるよう頑張っていきたいと思っております。本当に有難うございました。（拍手）

○12番（藤乗一由君） 長年にわたりまして多くの皆様にご支援頂き、ご協力を頂き続ける事が出来ました。また宜しく願いいたします。有難うございました。（拍手）

○8番（鶴野澤一夫君） 12年にわたってこの議会の中で、私なりの活躍はやりました。今後も皆様のご協力を得ましてやって行きますので宜しく願いいたします。（拍手）

○7番（袴田 忍君） 皆様のご指導の中で、私、議会活動をやらせてもらってきました。今後も皆様のご指導を受けながらしっかりとやりたいと思っております。（拍手）

○6番（小安博之君） 皆様のご支援のおかげで、この賞を頂く事が出来ました。今後も自分なりに頑張っていきたいと思っておりますので宜しく願いいたします。（拍手）

○5番（鶴沢清永君） 皆様のおかげで12年間こうして議員を務める事が出来ました。これからは一宮町を盛り上げて行けるよう精進して行きますので今後とも宜しく願います。（拍手）

○議長（鶴沢一男君） 表彰されました皆様、このたびは誠におめでとうでございます。

最後に、皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

以上で、表彰伝達式を終わります。

開会 午前 9時11分

◎開会の宣告

○議長（鶴沢一男君） それでは、ただいまから令和4年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鶴沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいて結構であります。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鶴沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、請願2件、専決処分の承認2件、繰越計算書の報告1件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、補正予算2件のほか、人事案件が1件です。

なお、請願の採決結果によっては意見書提出の発議案が追加で提出されます。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

8番、鶴野澤一夫君、9番、吉野繁徳君、以上、両名にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（鶴沢一男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果報告書及び定例監査報告書、長生郡市広域市町村圏組合議員から、長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付してありますので、これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、改めましておはようございます。

本日ここに、令和4年第2回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計10件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてであります。

令和3年度決算の関係でございますが、全ての会計を5月31日に出納閉鎖しましたので、その結果についてご報告いたします。一般会計は、歳入61億3,542万円、歳出58億5,746万円、繰越金は2億7,796万円です。また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で歳入29億752万円、歳出27億9,815万円、繰越金は1億937万円です。

次回の定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、課の移動についてですが、この7月から子育て支援課を庁舎2階に移動いたします。

子育て支援に関する業務は年々拡大しており、現在の場所では窓口が狭く、執務スペースも十分に確保できていない状況であります。また、職員の労働環境の面において、産業医か

ら改善するよう指導を受けていることから、4月の機構改革で廃止いたしましたオリンピック推進課の後に、子育て支援課を移動いたします。

移動後も、サービスの低下を招くことがないよう、きめ細かな対応に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、防災関係についてですが、出水期を前に、職員を対象に避難所の設営、受付訓練を実施しました。また、明日には訓練を兼ね、1,000袋の土のう作りを行います。既存の2,000袋と合わせて3,000袋をストックし、災害への備えとします。

住民を対象とした防災訓練につきましては、10月2日日曜日に予定しております。災害時のご自身の安全の確保のために、多くの方のご参加を期待しております。

続きまして、企画広報課所管の業務です。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業ですが、国の令和3年度繰越し分予算を活用し、コロナ対応に取り組むための16事業を国へ申請しました。

また、オリンピック関係になりますが、東京2020大会が新型コロナウイルス感染拡大防止のため無観客で開催されたことに伴い、学校観戦が中止となり、子供たちは地元開催のオリンピックを体感する貴重な経験ができませんでした。

そこで、オリンピックの思い出（心のレガシー）をつくることを目的として、オリンピックサーフィン競技会場施設として使用された釣ヶ崎海岸施設の壁面に飾る絵画を子供たちに制作してもらい、メモリアルアート事業を行います。

それぞれ、本定例会へ補正予算として上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技の開催を記念したモニュメント作製事業についてですが、令和3年度から進めていた事業で、令和4年度へ予算を繰り越し、現在、設置に向け工事を進めております。

設置場所は、千葉県九十九里自然公園釣ヶ崎園地内北側角地で、オリンピック選手のサイン入りサーフボードをかたどったモニュメントを設置します。完成は令和4年8月末を予定しております。

続きまして、住民課所管の業務についてであります。

国民健康保険の令和3年度の医療費であります。約9億6,900万円となり、前年度からほぼ横ばいに推移しております。令和4年度への繰越金は約8,963万円、基金につきましては約1億5,410万円の残高でありました。今年度につきましても、県との連携を図りながら、

健全な事業運営の推進に努めてまいります。

また、国民健康保険税の税率につきましては、平成25年度の引上げ以降、据え置かれていました。しかしながら、ここ数年の運営状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減や物価上昇の影響による被保険者の負担を軽減するため、国民健康保険税のうち、基礎課税分の所得割を7.7%から7.5%への引下げを行いたく、関係条例の改正議案を上程いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、健康維持と医療費の適正化を目的とした特定健診についてですが、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、例年どおり6月1日水曜日から6月13日月曜日の間、土曜日の健診日も設けて8日間、保健センターで実施し、健診受診率は32.8%でした。

続きまして、福祉健康課所管業務についてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係です。

オミクロン株が猛威を振るうなど、国内で確認される感染者の規模としては過去最大となった第6波による感染拡大であります。当町でも感染者の数は急増し、今年に入り6月9日までの間に613人もの方が陽性と確認されました。

なお、感染された方の状況内訳は、ワクチン接種が進んだことや治療薬が開発されたことなどが功を奏し、重症化される方は大幅に減少しておりますが、町内では6月9日の時点で6人の方が自宅療養されている状況であります。療養中の方々に心からお見舞いを申し上げます。

次に、新型コロナワクチン接種事業の関係です。

現在、長生郡市内の7市町村では、5歳以上の方が対象となる1、2回目の初回接種と、12歳以上の方が対象となる3回目の追加接種を、それぞれ医療機関で行う個別接種により進めており、6月9日の時点で、5歳以上の方への1、2回目の初回接種は81.5%、9,816人の方に、12歳以上の方への3回目の追加接種は65.9%、7,439人の方にそれぞれ接種が進んでおります。

また、4回目の追加接種につきましては、対象者は、3回目接種から5か月以上が経過した60歳以上の方と、18歳から59歳で重症化リスクが高い基礎疾患を有する方とされています。

4回目の追加接種につきましても、個別接種と集団接種を実施してまいります。町独自の集団接種は、対象者の数がピークを迎える7月下旬から8月下旬の実施を予定しており、希望者への日時指定方式といたします。

一方、4月末までに3回目の追加接種を終えた18歳から59歳の方には、基礎疾患を有する

場合の申出書を既にお届けしており、申出をいただいた方には、随時、4回目の接種券を発行してまいります。

なお、接種券につきましては、接種間隔の不足など間違い接種を徹底して防ぐため、3回目の追加接種から5か月が経過した後にお手元に届くよう発送してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援対策として、令和3年度住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金ではありますが、支給要件に該当する1,387世帯には2月1日付で支給要件確認書を送付し、6月9日までに1,262世帯、1億2,620万円の支給を行いました。確認書が提出されていない世帯につきましては、今後とも提出を促すことに努めてまいります。

また、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により住民税非課税相当以下となった家計急変世帯に対する給付金は、6月9日までに7世帯に支給したところでありますが、今般、国から原油価格・物価高騰等総合緊急対策が打ち出され、家計急変世帯への給付を後押しするため、新たに令和4年度に住民税非課税となった世帯には、確認書の送付により、申請を不要とするプッシュ型給付にするという方針が示されましたので、町もその対応を進めてまいります。

次に、介護保険事業の関係です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が一定以上減少した場合等に認める介護保険料の減免措置ではありますが、昨年度に引き続き、今年度も実施する方針が国から示されました。

これにより、介護保険条例の一部改正の議案を上程しておりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管業務についてであります。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援する取組として、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を実施いたします。

ひとり親世帯への県による支給が6月中に開始いたしますが、町においてはそれ以外で、令和4年度分の住民税が非課税である者、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が非課税者と同様の事情にあると認められる子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を支給いたします。支給時期については、住民税確定後、速やかに支給できるよう準備を進めてまいります。

なお、事業実施に伴う予算を上程しておりますので、ご審議のほどお願いを申し上げます。
続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係について申し上げます。

町内の水田において甚大な被害を及ぼしているジャンボタニシの防除対策については、県の緊急防除対策事業を活用し、今年度は西部、新地、綱田地区で実施しております。

また、食生活の多様化などにより、主食用米の供給超過の状況となっていることから、米の需給と価格安定のため、主食用米以外の加工用米や飼料用米の作付を推進し、農業経営の安定化を図ります。

次に、コナジラミを媒介とするウイルス性のトマト黄化葉巻病の発生拡大を防止するために、施設内外への侵入と拡散を防止する0.4ミリ以下の防虫ネット購入について、新たな助成事業を実施します。

また、地方創生臨時交付金を活用した、新型コロナウイルス感染症の影響による米価下落に対する稲作農家への支援や、コロナ禍における原油価格高騰の影響を受けた施設園芸農家への支援などを補正予算として上程いたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、商工関係であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した経済の活性化を目的として、プレミアム付商品券を発行し、地域住民の生活支援や町内需要の喚起を行うため、地方創生臨時交付金を活用した補正予算を上程いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、観光関係ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2年間、海水浴場の開設を断念しておりましたが、今年は7月23日に開設を予定しております。開設に当たり、感染予防対策を徹底し、安心・安全な海水浴場の維持に努めてまいります。

また、例年開催しております南九十九里はまぐり祭り、観光地曳網、一宮川燈籠流しにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、地域住民の生活環境との調和を図り、感染対策に取り組みながら、円滑な運営に努めてまいります。

なお、納涼花火大会につきましては、開催に向け、協議を重ねてまいりましたが、多方面から多くの来場者が見込まれ、国の基準による感染対策などが困難であることから、中止という苦渋の決断となりました。来年以降、安心・安全に花火大会が開催できるよう、関係機関と協議してまいりたいと存じます。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、建設関係についてですが、今年度予定しております新設改良工事、道路維持工事につきましては、6月末に1回目の入札を行う予定です。

また、国庫補助事業では、5年に一度の点検が義務づけられております橋梁、トンネル、のり面の点検を行い、適正な維持管理を行ってまいります。こちらにつきましては、5月31日に入札を行い、発注いたしました。

次に、環境関係ですが、4月22日、24日の2日間、犬の狂犬病予防の集合注射を11か所、198頭実施いたしました。町内での発症を防止するため、今後も狂犬病予防注射の実施について取り組んでまいります。

次に、例年5月末に実施しておりますゴミゼロ運動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年引き続き中止いたしました。

続いて、都市整備関係についてですが、老朽化に伴う中央ポンプ場大規模改修事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助事業を活用した長期改修事業の3年目を迎えます。今年度は、千葉県下水道公社との工事委託に関する協定を新たに締結し、監視制御設備の更新工事、耐水化実施設計業務、ポンプ長寿命化実施設計業務を実施いたします。

そのほかとして、消防用設備の更新工事、耐震診断の実施、浸水想定区域図の作成、管路施設のストックマネジメント計画の策定を予定しており、今後も、町民の皆様のさらなる安心・安全な生活に資する施設の機能確保を図ってまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてであります。

令和4年度小中学校の入学児童・生徒は、東浪見小学校22人、一宮小学校83人、一宮中学校117人でした。これにより、5月1日現在の児童・生徒数は、東浪見小学校153人、一宮小学校504人、一宮中学校328人となっております。

続きまして、学校施設の整備についてです。

現在、老朽化に伴い、雨漏り箇所が点在する中学校南校舎の屋上防水事業として、設計施工管理業務及び本工事を、令和5年2月事業完了の予定で進めております。引き続き、生徒や学校関係者の皆様が安心・安全かつ快適に利用できる環境整備に努めてまいります。

続きまして、中学生海外交流研修事業についてです。

こちらは、将来の一宮町を担う中学生の国際感覚豊かな人材育成を目的に、長生村、白子町と合同実施しているものですが、いまだ世界的に感染症の終息が見られない状況のため、

生徒等の安全を第一に考え、令和4年度の海外派遣は中止と決定いたしました。

今年度は、代替事業として、国内での語学研修を検討しております。事業実施に伴う補正予算案を本定例会に上程いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、社会教育関係であります。

社会教育関連の今年度の行事については、コロナ対策を行いながら、5月には文化財講座、6月から公民館主催教室を開催しております。文化祭や芸能音楽祭などについては、今後、関係団体と協議を重ね、実施の判断については7月中に公表してまいります。また、今年1月に中止となった成人式は、8月下旬に延期して実施する予定であります。

また、町史編さん事業については、歴史の各分野で活躍する専門家に編さん委員を依頼し、本格的に編さん作業を開始いたします。

終わりに、この定例会には、専決処分に係る承認2件、報告1件、条例制定案1件、一部改正案3件、補正予算案2件、諮問案1件を提案いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、8番、鶴野澤一夫君。

○8番（鶴野澤一夫君） 8番、鶴野澤一夫です。

それでは、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する

請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内は省略させていただきます。

会長、秋田秀博。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

請願事項。

2023年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要

望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定をいたしました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第6、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 鵜野澤です。

それでは、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内は省略いたします。

会長、秋田秀博。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

請願事項。

2023年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろの学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2023年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと思います。

- 1、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、小人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。

8、GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のために、財政措置を講じること。など。

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定をいたしました。

ここで、会議開会后50分が経過をしております。15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時08分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（鶴沢一男君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承を願います。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鶴沢一男君） それでは、通告順に従い、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 大橋は、今回、大きな項目で3項目、質問する予定でございました。

しかし、議会運営委員会のほうから、私の1番目のリアライズに関して、質問が前回とあまり変わらない内容で、こういうような取扱いをすると議会の運営上、非常に支障が出るので、これはよろしくない。

したがって、修正をするか、あるいは却下という形で行いたいという意見が出ているので、副議長が私にその旨を伝えてくれまして、一度は修正という形で応じたんですが、その結果がとても満足するような内容になっていなかったもので、今回はこれを取り下げたいと思いますので、議長、よろしく願います。

○議長（鶴沢一男君） 承知しました。続けてください。

○4番（大橋照雄君） それで、私もこれは非常に十分に周到な、資料をそろえたりして取り組んできましたので、町民の方にもこれを質問しますということで約束したので、やらないということになると、私は大きな背任行為みたいな罪の意識がありますので、いろいろな方と相談しましたら、これは憲法第21条のところに抵触するんじゃないかという意見も出ていますので、これを今後、こういうことが引き続き議会で起こらないようにしてほしいので、ぜひ私の質問の内容がどこがどう間違っているのか、この場ではやるべきことじゃないかもしれないかもしれませんが、ぜひ文書で提出していただきたいという思いがあります。

そして、今後、一宮リアライズに関してはいろんな問題が国、県、町にあるような状況なので、司法の判断とかそういうものに委ねながら、今後、引き続き取り組んでいくことを町民の皆様にお約束します。

では、2番目の質問を行います。

まず、2番目、新教育長の人事と教育方針はということで、大きなタイトルになっております。

竹之内教育長は、現職であった一宮中学校を1年早く、早期退任されまして聞いております。そこで、以下の点を伺います。

この話は、いつ頃、誰からあったのか。そして、いつ同意をしたのかお答えいただきたい。

2番目、昨年12月議会では馬淵町長は、あと3年、藍野教育長が任務すると私の質問に答えていました。しかし、どのようなことからこんな形になってしまったのか、その辺のことを説明をお願いします。

3番目、一宮中学校在任中、生徒の不登校はなかったですか。あれば、何名の生徒でどのような対応を行ったのか。また、今後、教育長としてどう取り組むのか、この辺を説明をお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 大橋議員の新教育長の人事と、不登校に対する教育方針に関するご質問について、私のほうから1点目と3点目についてお答えをいたします。

1点目の教育長就任について、その話はいつ頃、誰からあったのかとのご質問についてですが、この話は、昨年8月に馬淵町長と藍野前教育長からいただきました。

3点目の不登校に関するご質問についてですが、私は平成31年度から令和3年度までの3年間、一宮中学校に在任しておりました。その間、不登校で、教育委員会を通して東上総教育事務所へ報告した人数は、平成31年度は6名、令和2年度は6名、令和3年度は12名でございます。

次に、対応についてのご説明を申し上げます。

不登校になっている原因は一人一人違いますので、その対応は個に応じて異なります。全体的に行っていたことは、まず担任及び学校と生徒、保護者との関係を切らさないことが最も重要であることから、担任は適宜、電話連絡や家庭訪問を行います。

また、担任だけでなく、チームとしてあるいは組織として対応することも重要です。そこで、組織的な取組として生徒指導部会を毎週金曜日に実施し、生徒の実態把握をするとともに対応策の検討を行って、適応指導教室を設置し、教室に入れない生徒の個別指導や対応を

行ってきたという点、スクールカウンセラーと生徒や保護者をつなげることや、全校生徒とスクールカウンセラーの教育相談を実施した点、タブレット端末によるオンラインでの対話などを実施いたしました。

最後に、教育長として今後、どう取り組むかについてお答え申し上げます。

教育長として大切にしたいことは、不登校の児童・生徒に寄り添うことです。そして、まず教育委員会として、各学校の不登校の状況をよく把握すること、また関係機関と情報を共有しながら進めていくことが非常に重要であると考えております。

方法といたしましては、長欠の理由、指導方法などをまとめたものを各学校から毎月提出してもらい、その内容をよく読み取った中で、それぞれの事案が学校と家庭で対応するものか、教育委員会を含め第三者が関わっていくものかを判断いたします。

そして、必要に応じて教育委員会、子育て支援課、児童相談所等によるケース会議を開催して対応策を検討するなど、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 第2点のことについて、どのようなことからこのような事態になったのかとのご質問にお答えを申し上げます。

これにつきましては、3月議会で新教育長のご提案を差上げた際の質疑においてお答えを申し上げたとおりであります。

繰り返しの答弁になりますけれども、藍野前教育長から辞任の意向が寄せられました。私どもでも折衝いたしましたけれども、ご辞任の意思が固く、この点はいかんともし難いことであり、私ども、甘受したものであります。

竹之内新教育長のご提案に当たっては、私から竹之内先生にご相談を申し上げてご納得をいただいたものであります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） すみません、教育長、ちょっともう一度お願いしたいんですが、8月に打診がありましたね。その場でオーケーをして、そこで決めたんですか。

○議長（鶴沢一男君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 8月の時点では、私はオーケーしておりません。

（「じゃ、いつ」と呼ぶ者あり）

○教育長（竹之内達生君） 最終的には3月にオーケーを出しています。

○議長（鵜沢一男君） 再々質問はありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 学校の校長がお辞めになるときに、事前に県と打合せはしないですか。そうすると、3月に決めると、その辺はちょっと間に合わなくなっちゃうような気がするんですが、どうなんでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 実際に私が辞任をするということを行ったのは、11月でございます。それは、個人的な理由があつて、私自身、辞任をするということで事務所のほうには伝えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 4番、大橋照雄君に申し上げます。

再々質問が終わりましたので、次の質問に移ってください。

○4番（大橋照雄君） すみません、では次にいきます。

3番、高齢者の移動手段について質問します。

高齢者の移動手段対策が、最近、新聞とかニュースでも取り上げられまして、非常に大急ぎで対応しなければいけないんじゃないかという時代になっています。

もちろん、主人公の高齢者というふうな考えを持ちますと非常に重要な対策になりますので、この辺について、免許の返納とかいろいろ、今度、移動手段がなくなってくるので、どういう対応を今、町としては検討して、いつ頃までにどうしたいという計画があるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、高齢者の移動手段対策に関するご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、町内の移動支援制度には、町が運行しております新にここサービスがあるほか、運転免許証を返納された高齢者には、千葉県警とタクシー会社からタクシー運賃

の1割支援制度が提供されており、ともに好評で一定の成果を上げているところです。引き続き、これら現行制度の周知に努めてまいります。

あわせて、高齢化社会のさらなる進行を踏まえると、高齢者の日常生活を支える移動手段の一層の充実は、今後、ますます重要な課題になるものと認識しております。そのため、現行制度の拡充等につきましても、他の公共交通への影響や財政負担を考慮しつつ、十分な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁ありがとうございます。

私もいろんなところの意見を聞きますと、現状のにこにこサービスの対応等では不十分だという方が非常に多いので、私、このたび、こういう質問をさせてもらいました。過去にもいろんな方が質問しているんですが。

そこで、最近、私が注目しているのは、スローモビリティという方式が、今、実証段階で運用されているところが何か所かあります。まず、この方式は考えられないのか。

あと、もう1点は、タクシーでもデマンドタクシーというのが、私、過去において紹介されていまして、ちょっと見返しましたら、非常に有利な運用ができるようなシステムになっていますので、にこにこタクシーもいいですけども、それも検討してはどうかということ、私はちょっとここで提案させていただきます。

ぜひ回答をお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

ただいま、低炭素型で環境に優しい電動車によるグリーンスローモビリティなどのお話もございましたが、先ほどもお答えしたとおり、高齢者の移動に関する支援策の拡充につきましては、他の公共交通への影響や財政負担を考慮し、十分な検討を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問、ありましたらお願いいたします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 大橋です。

今の回答をいただきましたところ、まだ計画というものが見えていないので、計画は今のところ、具体的にはないという判断でよろしいでしょうか、お答えください。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それではお答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、今後、十分な検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、1番、川城茂樹君の一般質問を行います。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 1番、川城でございます。

それでは、大きく分けて2問の質問がありますので、1問ずつ分けて質問をさせていただきます。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○1番（川城茂樹君） まず、1問目です。

日頃より、町長は、農業は町の第一基幹産業と言っている。ご承知のとおり、稲作農家が21年産の主食用米価格の大幅な下落を受けた。郡内の市町村が独自の稲作農家支援を行ったと聞いている。そこで、以下の点についてお聞きしたい。

1点目。21年産米の生産実績に応じて助成を考えているのか、伺いたい。

2点目。稲作農家の生産意欲を保ち、生産基盤維持のために、独自に本年、22年産についても後押しをする考えがあるのか。

3点目。近年、稲作農家は大口農家に耕作を依頼する形が主になってきているため、農家組合員が減少しています。今後、どのような農地維持管理計画があるのか、伺います。

以上3点です。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の21年産米に対する助成についてですが、近年、食生活の多様化、少子高齢化を背景に、米の消費が減少していることに加え、新型コロナウイルスの影響を受けた外食需要の激減などによりまして、全国的に主食用米の在庫が増加しています。

農林水産省の公表した資料によれば、令和4年4月末時点における米の在庫は、全国で238万トンに上っており、これは令和3年同時期より7万トン増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年と比較しますと、46万トンの増加となっております。

こうした在庫状況を背景に、長生農業協同組合が農家に示す米の買取り価格は、昨年9月末時点で、コシヒカリ1等米1俵当たり9,000円となり、令和2年の買取り価格より30%の下落となっております。このまま米価の下落が続けば、小規模農家だけではなく、地域の担い手として農地の集約を積極的に推進している大規模経営農家に与える影響も非常に大きいものと考えられます。

こうした中、農業者の生産意欲の維持及び経営の安定化を図るため、米価下落により影響を受けた主食用米の生産農家に対しまして、昨年の出荷数に応じて1俵当たり1,000円、上限50万円の支援策を考えております。

なお、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したく、補正予算案を本定例会に上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、2点目の22年産米の助成についてでございますが、主食用米の需給量は毎年減少傾向にあり、さらにコロナ禍の影響も加わって、令和4年度も米価の下落が懸念されております。

こうした中、町では米の需給と価格の安定を図るため、飼料用米等への転換を推進してきました。特に昨年度は、米の在庫量の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響により米価の下落が予想されたことから、各農業者への周知を図り、飼料用米への作付転換を促してきました。

この飼料用米への作付転換事業につきましては、主食用米と同等以上の収入が確保できる支援策でありまして、国や県からの助成に加え、町においても取組面積に応じて補助金を交付いたしました。その結果、町内において飼料用米への作付面積は、令和2年度の27.7ヘクタ

ールから、約2倍となります54.1ヘクタールに生産拡大となり、米価に左右されない安定した収入の確保が図られております。

町といたしましても、今後もこれらの事業を積極的に推進するとともに、地方創生臨時交付金なども活用しながら、農業経営の安定化を図ってまいりたいと思います。

続いて、3点目の今後の農地維持の管理計画についてでございますが、農業従事者の数は年々減り続けており、減少傾向に歯止めがかからない状況です。この最も大きな要因に挙げられるものは農業従事者の高齢化であり、今後ますます減少していくことが懸念されております。

こうした中、農業従事者を少しでも増やしていくことが課題であり、町では地域の担い手育成や新規就農者の確保、さらには分散した農地を使いやすくまとめ、将来を見据えた農業の在り方を明確にした人・農地プランに基づき、農地の集積や集約化を進め、農業の効率化に努めております。

また、農業の生産性の向上を図るため、国や県の制度を活用し、認定農業者や法人、営農組織など大規模農家を目指す担い手に対し、農業機械や設備等の導入の支援を行い、農地利用の推進に取り組んでおります。

さらに、担い手確保や人材育成につきましては、長生農業独立支援センターを活用しまして、引き続き新規就農者の確保など、農業支援策の充実について努めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 特段ありません、ありがとうございました。引き続き、支援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

令和2年に、避難所における新型コロナウイルス感染対策マニュアルを策定したと聞いています。そこで、車での避難について伺いたい。

第2の避難所と言われる駐車場での車中泊避難は、人の密集が避けられることで感染対策、コロナウイルス等において効果が期待できる。その一方で、車中泊ならではの危険性を持ち合わせている。

そこで、以下の点についてお聞きしたい。

1点目、当町の避難計画としての車中泊避難の考えはあるのか。2点目、各避難所の駐車場は収容人数に対して十分と言えるのか。3点目、駐車場の不足が懸念されているのであれば、一時的な避難場所としての駐車専用スペースを町内に確保することはできないのか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 1点目の、当町の避難計画としての車中泊避難の考えについてのご質問ですが、町では原則、避難所内に滞在していただくことを想定しています。

しかし、多くの方が避難されている避難所での生活ではなく、駐車場での車中泊をご希望される方もいらっしゃると思います。こうした方々にも避難所滞在者と同様に、非常食の配布や保健医療サービスの提供などを行ってまいります。

なお、車中避難をご検討されている方につきましては、エコノミー症候群や一酸化炭素中毒等にも十分ご注意くださいとともに、日頃から事前の準備をお願いいたします。

2点目の、各避難所の駐車場は収容人数に対して十分と言えるのかとのご質問でございますけれども、津波、地震の際の避難につきましては、可能な限り徒歩での避難を想定し、日頃から避難経路の確認をお願いしています。お車での避難は、高齢者や介助の必要な方など、徒歩での避難が困難な方を想定しておりますので、極力、徒歩での避難にご協力をお願いいたします。

次に、3点目の一時的な避難場所の確保ですが、1点目、2点目でご説明したとおり、原則は徒歩での避難所滞在を想定しております。

車中避難も、知人や親戚宅への避難、あるいは指定避難所への避難、また民間宿泊施設への避難などと同様に、選択肢の一つと考えられますが、当町にはまとまった広さの駐車場は少なく、あるのは避難に不向きな海岸部に集中しており、町内での車中避難専用スペースの確保は困難であります。

そのため、大規模災害等で車中避難が多くなった場合には、現在締結しております災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定、これらを活用しまして、町外へ避難していただくことも方法の一つと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、川城茂樹君。

○1 番（川城茂樹君） 再質問させていただきます。

近年、日本列島における自然現象は、過去に経験したことのないような予期せぬ大きな規模で発生しています。

台風、大雨のときに徒歩の避難は現実的に困難と想定されますが、町としての考えはあるのかお聞きいたします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 再質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、台風や大雨など風水害では、徒歩での避難は非常に危険を伴いますので、お車等安全な避難をお願いいたします。

駐車場が不足する場合には、教育委員会とも連携を図りながら、学校のグラウンドを開放するなどの対応も考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

1 番、川城茂樹君。

○1 番（川城茂樹君） 特にありません。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（鶴沢一男君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、3 番、小関義明君の一般質問を行います。

3 番、小関義明君。

○3 番（小関義明君） 3 番、小関です。

質問が大きく分けて2点ほどございますが、別々でお答えしていただければよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） どうぞお願いします。

○3番（小関義明君） それでは、町内の県事業の現状についてお伺いします。

国道128号の一宮橋上流の共有地の撤去問題ですが、私も含め、過去にはほかの議員からも度々質問が出ておりますが、現在までほとんど進展が見られていないのが現状であります。

令和元年の大雨で、上流部の茂原市では、河川の氾濫により甚大な浸水被害が発生したことは記憶に新しいところであります。この水害に対して、一宮川流域浸水対策特別緊急事業が採択され、工事が着々と進んできています。

しかしながら、上流部で整備が進み、浸水被害に対する安全確保がされますと、その分、下流部である当町で流量が増え、危険度が増し、河川が氾濫するのではないかという沿川の住民から不安視する声も聞かれております。その点については、事前に検証されているのでしょうか。

一般的には、河川工事というものは下流部から行うのが基本であると思っておりますが、現状では最低でも上流部と同時進行で工事を進めなければ、氾濫防止につながらないのではないのでしょうか。

これは、県事業ではありますが、直接当町への水害につながるおそれのある重要な事案でありますので、今後の土地収用法の適用などの具体的な取組について伺います。

次に、南総一宮線バイパス工事ですが、こちらも過去に何人もの議員さんから質問がされておりますが、目立った進展もなく今日に至っております。しかしながら、昨年6月議会に、この事業の早期完成を求める署名と請願が沿線住民から提出されました。

これを踏まえ、県では今後、具体的にどのような動きをしていくのか伺います。
お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、小関議員の1点目の質問についてお答えします。

まず、一宮川流域浸水対策特別事業についてですが、5月30日に行われました第4回一宮川流域治水協議会において、千葉県から、河川整備の今後の進め方については上下流のバランスを見ながら事業を進めるとの説明がありました。

次に、共有地の関係です。

3月議会での袴田議員の質問に対する答弁と同じになりますが、千葉県では、これまで土地収用制度の適用を視野に入れながら任意交渉を継続し、解決に向けて進んでまいりました。

また、今般、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制が改正となり、令和5年度に施行されることから、これを活用する方法も可能性に含め、問題解決を目指すと考えております。

このことを踏まえた上で、令和4年度は任意交渉の継続と収集した情報により、中州撤去の方策を検討することになっており、今後の進展を注視してまいります。

また、去る2月18日に行われた第3回一宮川流域治水協議会において、県関係者に向け、町長から直接、中州の早期撤去をお願いする旨、要望し、問題提起を行ったところであります。今後とも、中州撤去に向け、強く県に働きかけてまいります。

次に、南総一宮線の事業です。

一般県道南総一宮線事業について千葉県に確認したところ、事業延長1.1キロメートルのうち、残る事業区間の0.7キロメートルについては約8割の用地買収が完了しているが、共有地を含む難航箇所での用地交渉に時間を要している状況と聞いております。

今後の方針としては、難航箇所の用地交渉を進めていくとともに、国道128号との交差点付近の用地交渉にも着手していくとのことでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 1つ目の浸水対策特別事業について、ちょっと補足を差し上げさせていただきます。

私も、この上下流域での工事が私ども最下流にどのような影響があるか、このことを私どもにとっては最大の問題点であると存じまして、この事業が始まりましてから一貫して県のほうへは、しっかりしたシミュレーションを行って、下流への影響がどのようなものであるのか、そこを数量的にきちんとした根拠を持って工事を進めてほしいと、ずっと私は一貫してお願いをしてまいりました。

そして、先般、この会合がございまして県のほうから説明がありまして、今回、特に中流域、茂原市での大規模な工事が行われております。あれによる流量の増加が下流域にどのような影響があるか、これについて詳細なシミュレーションが提出されまして、令和元年10月25日の豪雨災害、氾濫をいたしまして茂原市内も大変な状況になりました。

あのときの雨量が降った場合、現在の工事による流下量は、下流へ一定程度負荷を増すわけですけれども、それがどのような状況になるか詳細な説明がありまして、私どものほうへは、現在の堤防を越えて氾濫を起こすということはないというシミュレーションの結果を私はず

ようでした。

ですので、バランスを取ってということについては、県のほうではしっかりとしたシミュレーションを行った上での事業の遂行ということでやっていただいておりますので、補足としてお耳に差し上げたく存じます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございません。

今、町長のご意見を聞きまして、理解できました。

中洲の撤去につきましては、土地収用法以外に民事基本法の改正などによる問題解決の道筋が開けたということで、今後、進展に期待をしたいところでございます。

また、県道南総一宮線バイパスは、事業が始まってからもう約半世紀近くが経過しております。答弁では、終点側の国道128号交差点付近の用地交渉に着手するということですので、少しは前に進むものと期待しております。

以上でございます。

続きまして、2点目の質問に移ります。

令和4年4月に、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を実施できるよう、コロナ禍における原油価格・物価高騰総合緊急対策分の臨時交付金の創設が国で決定されました。

国は、この給付金を活用して、収入状況に応じた支援や学校給食などの負担軽減や、子育て世代への支援など、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を市町村に検討するよう求めています。

このことを受け、文部科学省から全国の自治体に対して、新型コロナウイルス感染症対策の交付金を活用して、学校給食の保護者負担軽減を検討するよう要請があったとニュースでも報道されておりました。

町でも、この交付金を活用した取組を行う考えはあるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国では、原油高騰・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定し、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を拡充、活用して、学校給食等の負担軽減を促進するとしております。当町におきましても、物価高騰に直面する子育て世帯の支援策に臨時交付金の活用を検討しているところです。

支援策といたしましては、保護者負担を増やすことなく、質や量、栄養バランスを保った学校給食を提供するため、高騰する食材費増額分の公費負担を軸に検討を進めております。

今後、先進自治体や近隣市町村の取組状況を参考にしながら、給食関係者等と連携し、当町にとって最適な支援策を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございませんが、当町にとって最もよい方法で交付金が活用されることを期待して質問を終わります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上で小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、大きく3項目あるんですが、1項目ずつ、順を追って質問させていただきますがよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○12番（藤乗一由君） では、1項目めです。観光及び関連周辺事業等への支援事業についてという項目です。

コロナ下での経済活動の在り方は、世界的にも日々変容しております。それに伴って国の対応方針も、前年度末とは変わっています。日々変化する情勢の中で、大きくかじを切って

おります。

町内事業者の苦境の中で、経済活動の諸事業の活力を上げるということは町の課題です。そのためには、町でも国の対応ですとか社会の変化に対応していかなければならないと思います。

当町の年度当初の事業予算計画では対応できない部分もありますし、不足と考えられる部分もございます。年度途中であっても、現状に応じた臨機応変の事業展開へと修正すべきと考えます。町の考えと今後の方針についてお伺いします。

例えば、開催が中止となった花火大会、この開催委託料をより有効な利用方法へと修正して、速やかに現状で直接効果が期待できるプランへと変更するなど考えられると思います。

そこで、以下の点についてお伺いします。

(1) これまでコロナ下で中止となったイベント、花火大会など各種ございましたが、単に中止するだけで、別の形で効果の期待できる事業という形に組み替えるというような取組はございませんでした。

そこで、1、中止の事業の本来の目的はどのようなものであったのか。2、それらの事業の効果について調査があったのか。3、中止とすることで他の事業に振り替えるなど、具体的な計画、協議、こういったものはなかったのでしょうかという点です。

(2) としまして、国や県からのコロナ対策支援金だけを頼りにするということではなく、今、挙げたような中止となったイベントに本来出資するはずだった経費を、現状に合った形で効果が期待できる事業へと振り向けていく、変更させていく考えはないのかということです。

また、そのためには、それなりに根拠となる情報を集めなければいけないと思いますが、そうした調査を早急に進めるというようなことなどはしないのかという点です。

(3) です。国から支援を待つばかりでは、町の経済活動の活性化は出遅れてしまいます。町独自にでも素早いフットワークの対応が必要だと思います。年度当初にはなかったものですが、年度後半へ向けた新たな事業、修正計画など、具体的にあればご説明ください。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の中止事業の本来の目的や効果についてのご質問でございますが、花火大会をはじめとした各種イベント開催は、交流人口の拡大に伴う地域活性化を目指したもので、イベントの参加や見学など人流が増加することで、宿泊や観光施設の利用、飲食、お土産などの購入が行われ、観光消費による経済波及効果が高まるものと考えられます。

また、観光振興が地域にもたらす影響は、こうした経済効果にとどまることなく、交流人口が拡大していくことで定住人口の増加が期待されるところであります。

続いて、事業効果について調査したかというご質問ですが、各事業に係る調査等は実施しておりませんが、観光協会をはじめとする団体や各事業者、個人の方々より、様々な機会を捉えて意見を伺ってきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事等の中止や延期に伴い観光客数が減少したことにより、宿泊施設をはじめ施設と取引する酒類を取り扱う販売業者や食品卸業者、飲食店、小売、サービス業や観光関連産業など、幅広い業種にわたり売上げが大幅に減少し、厳しい状況であると伺っております。

続いて、他の事業に振り替える計画などなかったのかというご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、本県においては緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が長期にわたり発出され続け、催物やイベント開催制限、飲食店等に対する休業要請や移動自粛など、様々な制限がされておりました。

こうした中、観光需要を回復するため、宿泊客の激減により大きな影響を受けた宿泊関連施設への支援策として、町内宿泊施設を利用された宿泊者に対しまして、町内の飲食店やお土産物購入などに利用できる商品券の配付や、一宮町ならではの農産物を使用した旬の食材や、季節に合わせた特産品メニューの提供のほか、町を代表するお土産品のプレゼントを行いまして、誘客促進と地域特産品の認知度向上により地域産業の振興を図りました。

続いて、大きな項目の2点目の、効果の期待できる事業への変更等についてでございますけれども、コロナ禍で事業者支援策を展開するためには、町内事業者の状況を的確に把握することが非常に重要であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、これまでも多くの事業者の方々から相談を受ける商工会や金融機関などから業種ごとの状況を聞いたほか、コロナに関する融資や補助金などの申請時に来庁された事業者の方々からも、コロナの影響による売上げ減少幅も含め、経営状況を確認しておりました。

この状況を基に、事業者に対し、国や県の支援事業等の活用を促すとともに、町において

も必要な支援を実施してまいりました。今後も、事業継続の取組を支援するために、必要な施策を講じてまいりたいと思います。

続いて、年度後半へ向けた新たな事業展開についてでございますが、町では新型コロナウイルスの影響を受けている地域経済や住民生活の支援を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今回、本議会の補正予算に計上させていただいておりますが、地域経済の再生に向けての一宮町プレミアム付商品券事業の実施を計画しております。

本事業では、商品券のプレミアム率を30%とし、1冊1万3,000円分の商品券を1万円で販売する予定です。また、発行総数は7,200冊、1人2冊を購入上限といたします。なお、これによる地域内消費額ですが、9,360万円を見込んでおります。

引き続き、変化する経済情勢の把握に努め、地域の活性化を図るため、商工会や関係機関と連携しながら必要な事業展開を検討してまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、2点お伺いしたいと思います。

まず、1つ目は、具体的な数値データやそれに基づいた情報がない中で、それぞれの事業の目的に対して、効果ある施策が進められるとは考えられません。今後、これに対して対策していただきたいんですが、どのように考え、対応していくつもりなのかということについてお伺いします。

事業効果の調査はしていないが意見を伺っているというようなご回答が今、ございましたが、具体的な数値データとか資料が示されないと、なかなか実際にはありのままの意見、声というのは言っただけとは限らないと思います。

例えば、花火大会などについては、これはずっと何十年も実施しているわけですが、実施するのは反対だという意見は聞いたことがありませんし、観光協会の会議など私も出る機会がございますが、そうした意見や疑問といったものは全く聞かれません。初めから実施ありきというふうになっているわけです。

ところが、どれだけの集客が実際にあってどのような効果があったのか、経済的な部分、

そういったことは具体的に調べていないということですし、こういったデータさえあれば、見えるようにして示していただければ、こういうやり方にしたほうがいいんじゃないですかと、やめるということも含めて、そういった意見がきちんと出ると思います。

これまで長年継続しているもので、やることが当たり前ということで、反対意見がタブーだというような形になってしまっているというような部分は非常にあると思う。これは、いろんな継続的にやっている事業について、同様に言えることだと思います。

ですから、これまで意見を伺ってきましたということが、そういうふうには回答することで話が終わってしまうということになってしまう、今まで。本当の姿が見えないということになってしまうんじゃないかなと思います。そうすると、結果的にどういうふうに対策していったらいいのか、もし中止だったらこんなことができるというような意見も出なくなってしまうわけです。

実際には、花火大会の委託金として420万円という予算が計上されていきました。本年度、実施でないのでもなくなりましたが、開催時には、職員の皆さん、100名以上も動員されます。そうしますと、前後のいろんな事務的な手続だとか何とか考えますと、人件費を含めて600万円ぐらいに届くような経費がかかることになると思います。これに加えて、さらに多くのご寄附もあるわけです。でも、本当のところ、何人見に来たのかということさえ分からないということになります。

そういうような状況ですので、今後、対策していただきたいという部分は、まずきちんと内容について分かるようにしていただくことが大事なのではないかなという意味でお伺いしたいと思います。

次に、町の対策が国、県からの助成金、補助、これを当てにしているだけで進められているような部分が非常に大きいので、町の対策が常に後手に回っているという点です。

これまで、そういった助成金というふうにはっきりした時点で計画をつくり始めることになっておりますから、よそでやっているのとほとんど、やることも、やるタイミングも同じということになってしまいます。

観光ですとか、いろんな事業での消費を考えると、ある意味、競争の部分もありますから、先ほど言ったようなフットワークの軽い、早い対応というのが最も必要だと思うんです。それを、早め早めに展開していただきたい。そのときの原資となるのは、例えば中止となったイベントの、花火大会ですとかそういったものの振替ということは考えられると思います。

ですから、そういったものを利用しながら、外からのお金が入ってくることも含めて、経

济活動に有効に循環していくような形、サステナブルな消費を誘導していくようなやり方にしてもらいたいなというふうに考えます。

そういうわけで、後手に回っているんだけど、有効にできるような対策を考えていないのかという点についてお伺いします。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、再質問に答弁させていただきます。

まず、今後の支援策等についてのご質問ということで、観光は地域活性化に重要な役割を担っており、今後も期待される一方で、近年、旅行形態や消費者ニーズの多様化、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして観光需要は減少し、厳しい状況に置かれております。

こうした中で、町はこれまで事業者や宿泊業者などの逼迫した状況を踏まえ、様々な支援策を打ち出し、町内経済活動の維持、回復に取り組んでまいりました。

今後も、これまでの経済政策などの効果をしっかり精査しまして、適宜、適切な支援を行うとともに、国や県からの利用可能な補助金などを最大限活用しまして、より地域の実情に即した誘客促進や経済支援を実施してまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 1つ、補足をさせていただきます。

2つ目の点につきまして、令和2年にコロナの襲来がありましたとき、私は当時、職員の皆さんに、今後、この感染症対策に関わって、各分野にわたって必要な支出が生ずるであろうと。それに対して、住民支援を軸にどのような案が考えられるか、大体2億円程度の概算で考えてほしいというふうにお問い合わせをいたしました。

当時、多くの職員の皆さんは、予算の裏づけがないのにアイデアを考えるのは今までやったことがありませんということだったんですけれども、なるべく後手に回らないためにそういうふうにしてほしいというふうに関心からお願いをいたしました。

一方で、原資の確保なんですけれども、確かに中止したイベントの費用から賄うということも一つの案でありますけれども、やはり事業の規模が大きくて、要するにこれで、コロナウイルスですと関わる方の数も、また業種も非常に多くやっつけられています。ですので、

どういう支援をするかという形もありますけれども、予算額は相当大きなものになります。そこまでの予算を、中止した事業からだけではとても確保できないので、言わばプラスアルファという扱いになります。

そうしますと、実際のところ、私のほうに何度も国からの地方創生の交付金がまいりますので、それをにらみながら次の段階までに、今までこうやったけれども、次にどうしようと各部局で考えていただいている、原資が取れ次第、直ちにそれを立案するといった形になっているというところでもあります。

ですので、なかなか、全て町のイニシアチブで、町の予算の中で自分たちのアイデアを十分に形にしていくというのは、私どもの財政規模からいってちょっと難しいところがあるので、今はそういう形で進んでいるということを申し上げたく存じます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいま町長から、そういう計画というかお考えもあったということをお伺いしました。全くゼロではないということでもありますので、期待はしてもいいのかなと思います。

例えば420万円と言いましたが、200万円を宿泊補助券みたいな、2,000円の宿泊補助券という一宮町独自のものに仮にしたとします、1,000枚できるわけですがけれども、そうすると、2,000円のうちの1,000円は町内消費、1,000円分は宿泊補助というような形に、もししたとすれば、これからG o T oというものもあるかもしれないというようなところも含めまして、県のそういった事業もさらに上積みしたというようなことを早め早めに、もし出していれば、町への誘導、町での消費というのをさらに誘導できるという形も可能ではないか。そういったことも、多額の予算でなくても可能な範囲のものもあるのではないかとすることも考えられます。

また、海開き、海水浴場の設置、これは予定しているようですがけれども、じゃ、はまぐり祭りには一体、誰が来ているのか。町内の皆さんばかりだったら、観光のためのイベントということにはなりませんし、外部から来た方ではないので、町内消費につながると、経済的な部分につながるといことは期待できません。そういった実態についても、きちんと調査していただく、データ、情報を集めることはぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

また、ちょっと話がずれるんですけども、事業の中止などという部分に関しては、こういった観光イベントだけに限るものではないんです。

例えば、福祉関係では、高齢者の方の集いといったものも、それなりに助成金として出しているにもかかわらず、中止になってしまった部分とか、そういったこともございます。

こういったことが、別の形で皆さんの役に立つようなやり方、使い方もないのかというような、そういったことも全般を含めて、少しというか、かなり融通の利くような考えが出るように、空気というか、そういったものに努めていただければありがたいなと思います。

それでは、2番目について質問させていただきます。

小中学校での今後の学習や部活動の支援等についてです。

コロナ禍で、教育環境が大きく変化してまいりました。学習、学力向上ですとか部活動への支援強化、こういったことのために新たな取組や以前に効果を上げた取組、こういったものが必要だと考えます。

(1) 以前には、学力向上のための支援策として、週末や夏休み等での補習、一般の方や高校生、大学生などの協力といったようなことも含めた教科活動への支援、教科外の講座、こういったものがございました。

児童・生徒に向けての多様な取組が行われていましたが、こうした事業を復活して、さらに現在のニーズに合わせた、現在のやり方に合わせたような取組を進める必要があると思います。これについて具体的な計画があるようでしたら、現状でご説明いただきたいと思います。

2つ目としまして、国では、部活動の指導運営について新たな方針が示される、5つございます。これに関しまして、当町では現在どのような状況で、今後どのように対応、展開していく考えなのか、これについて伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、学力向上のための支援策についてです。

各小中学校の学力向上のための支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模縮小や中止を余儀なくされておりました。しかし、本年度からは、感染対策を

徹底した上で様々な取組を再開しております。

まず、一宮小学校、東浪見小学校共通の事業として、算数の基礎学力の定着及びさらなる伸長を目的に、6月4日からサタデースクールをスタートいたしました。これは4、5年生を対象に月2回実施しており、一宮小学校は40名、東浪見小学校は18名が参加しております。

また、夏休みにはサマースクールを開催する予定です。ここでは、高校生が学習サポーターとして参加いたします。

次に、東浪見小学校の事業として、朝に学びっこタイムという時間を設け、ここでは本の読み聞かせや漢字、計算の学習をしております。

次に、一宮小学校の新たな試みとして、学びま専科という名称の放課後クラブを開設いたしました。算数、造形、ダンス、プログラミング、スポーツ、金管楽器、6つの教室をつくり、多様なニーズに応える活動を実施していきます。

次に、一宮中学校の取組です。

昨年度に1人1台のタブレット端末が導入されて以来、授業の中で積極的な活用が図られております。ICTを使った授業の幅を広げるため、若手の先生方を中心に研究会に参加するなど、さらなる指導力向上を目指して取り組んでおります。

また、6月29日には、3年生の中高連携事業として、近隣の公立高校や私立高校の先生方を招聘し、出前授業を行う予定です。特に、職業科を持つ高校ではどのようなことを学ぶかを知るきっかけとなり、進路選択に役立つものと考えております。

ほかにも、ステップアップスクールでの補習授業や中学生語学研修事業も計画しております。

今後も、生徒が主体的に取り組めるような、時代のニーズに合う事業を取り入れていきたいと考えております。

続いて、部活動に関するご質問にお答えいたします。

スポーツ庁では、部活動改革として、生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校の働き方改革による教職員の負担軽減などを目的に、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを推進しております。平日の部活動の地域移行に関しましては、可能なところから取り組むとされ、地域の実情に応じた休日の地域移行の状況を検証した上で、順次改革を進めていくとされております。

これらのことを踏まえ、現時点での中学校の実態についてご報告いたします。

現在、中学校には運動部活動が9つあります。その中で、既に社会体育と連携して活動し

ているバドミントン部のほか、近隣市町村にスポーツ団体を有するバスケットボール、サッカー、野球、柔道のような受皿がある部活動と、全く受皿がない部活動というものがあります。さらには、部活動とはしておりませんが、社会体育で活発な活動を実施している空手、世界や日本各地で躍動しているサーフィン、レスリングなどの競技もございます。

今後、部活動の地域移行が進むことにより、より上のレベルを目指そうとする生徒、そして楽しむことを目的とする生徒など、部活動に対する参加意識の差異が生じてくるものと思われまます。

現時点では、多くの部活動において運営方法や指導者確保についての課題もあるため、詳細な方向性は決まっておりませんが、令和7年度末の移行実現に向けて、先進地域の成果や課題等を参考に、近隣市町村をはじめ、学校、地域、保護者と連携、共有を図りながら、移行に向けて順次進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

再質問として2点、お伺いしたいと思います。

一宮小では、学びま専科という取組を進めるということでございますが、こういった取組を長期的に継続的に進めていく点では、そういったことが十分可能なのかなのかということが、少々心配がございます。

といいますのは、先生方は異動がございますから、何らかの形で補完するようなものがないと、異動に関わって、やり方そのものとか考え方が変わってしまうというおそれもあるわけです。ですから、教員だけの取組ではなく地域や専門家、こういった方々も巻き込む仕組みづくりは必要ではないかなというふうに考えます。

そのためには、すぐにはこういったことはできないと思いますけれども、担当者やまた校長先生、管理職が替わったという場合でも同じ考え方、やり方で取り組んでいける必要があるのではないかなと。当然、改善されていくべきものは改善されていく必要があると思えます。

また、これには教員側の業務負担、中学でいえば部活の問題というような、そういった問題もはらんでいると思えます。

そういった点について、今後、どういうふうに対処するのか、あるいはそういう考えがあるのかなのかという点について、いろんな問題点もあるとは思いますが、学校側の意向も含めて伺いできるとありがたいです。

2つ目としまして、部活動改革ですけれども、これに関してはいろいろニュースなどでも取り上げられております。まだまだ、どこでも暗中模索の状態、都会部であればいろんなスポーツジムですとかそういうスクールというのが各種ありますから、そういったところに対応していただくことも可能だとは思いますが、一宮町のような状況ですとそういったことは難しいわけです。

とはいいいながらも、教員の皆さんの負担の軽減といった面では大きな問題を抱えています。また、先生方の中でも部活をやるのが生きがいという方もいたりするわけです。いろんな事情を考えた上で、町の実情に合った形づくりというものをしていかなければならないはずなんです。

そのためには、まず試験的に地域連携した形でのサポート、これをいろんな形で試しながら進めてみる必要があると思います。そのための組織づくりといったものも必要と考えますが、教育委員会、学校としては当面どのように考えているのか、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、一宮小学校の学びま専科につきましては、小学校教職員と保護者の希望、また子供たちの興味、関心や幅広いニーズに応えるため、放課後教室として週2回、5、6年生を対象に希望制で開設したものでございます。

本年度は6教室を開設しておりますが、これは定期的に見直しを図るといった学校側の考えがあり、指導する先生が替わっても持続可能であると考えております。

また、教職員の業務負担というご指摘ですが、これまで運動部活動を毎日行っていたものを週2回、最長午後4時半までの活動といたしましたので、負担は軽減されております。

地域や専門家を巻き込んだの仕組みにつきましては、放課後45分間という限られた時間での活動という中で、講師などを招聘した場合、開催の都度、教職員が調整を行うこととなりますので、現状では教職員の負担が増してしまうことが予想されます。

しかしながら、子供たちのニーズなどにより教室の種類が変わっていく中で、地域や専門

家と連携した活動も有効な方法であると思われまますので、今後の検討課題にしたいと考えております。

次に、部活動改革についてですが、6月10日に開催されました校長会で、地域移行のための目標期間、移行内容、課題、今後の計画など、教育長の考え方を示したところでございます。

まずは、学校、教育委員会、学校評議員で組織する検討委員会を発足し、その後、関係団体なども含めた形で移行に向けた話し合いを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 再々質問というよりも意見、要望といった形ですが、今お話を伺った中では、学びま専科などについてはこれからスタートするというか、まだスタートしたばかりというような状況で、それ自体、試行錯誤していくということだと思います。

ですから、これから様々なチャレンジというか取組を進めていくというような形になると思いますが、いろんな方面、いろんな方のご意見を伺いながら、先生方だけに準備とか負担がかかり過ぎないような形で進めていただきたいと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

教育施設、防災施設の非常時への対応と今後の取組について伺います。以下の点についてお伺いします。

1、中央公民館が耐震診断を実施してから10年が経過しております。診断の結果は、震度5強以上では施設の一部に問題発生のおそれがあるとされており、当時よりさらに老朽化が進んでいる状況です。このような状況でありながらも、財政の問題によるという理由から、具体的な設計などの計画が進んでいないところに非常に危惧するところでもあります。

万一の場合には、町への信頼ということも含めまして、大きな損失を発生することもあると考えられます。これについて、お考えを伺いたいと思います。

2つ目ですが、小中学校、とりわけ一宮小学校の給食施設の老朽化、狭さ、不備、こういった点は、食の安全管理の面から危機的な状況でございます。これが、実際には就労者への負担も過大となっているというのが現状です。現状のままでは、アレルギーの問題は非常に大きいものですから、児童・生徒の命に関わる問題の発生もあり得るわけですから、東浪見小学

校の施設老朽化もまた放置できない状況でございますし、一宮中も検討すべき時を迎えています。

ところが、例えば一宮小学校の場合、特にここでは施設に関して手を入れるということになりますと、改築せざるを得なくなるわけです。現状では、今の法令にのっとらないと違法になってしまうわけですから。

ところが、一宮小学校は非常に狭隘ですので、改築して新たに造ると、今の施設の面積を倍以上にしなければいけなくなるわけですから、これは全く無理な状況なんですね。そこに改めて造り直すということが困難ですから、そうしますと別途にセンター方式とか委託等といったことも含めた、一宮小内に個別に設置することはできなくなるような、別の形を考えなければいけないというのが必然だと思います。

そうしますと、小中学校を一体としたセンター方式ということも当然考えられるわけですが、またここで、一方、一宮中学校の校舎の改築の問題もでございます。

そうしますと、こういったものを全部一体として包括した全体計画といった形で進めることこそが、教育環境全般を考えると、どのように進めていくかという基本的な考え方から進めていくべきだというふうに考えます。

これまで、町長からも施設の改修計画等は予算のめど、こういったものを基にという趣旨説明がございました。ですから、具体的には白紙の状態ということになるわけです。

問題がこれから起こる可能性が十分あるということを念頭に入れながら、分かっているながら、万一、人身への危険な問題が発生したというようなことがあった場合には、町の責任は非常に重大なものとなります。

これに対してどのように考え、対応するのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 1点目の、中央公民館は老朽化が進み、万が一の場合には大きな損失も考えられるとのご質問でございますけれども、町では、先般完成いたしました公共施設等総合管理計画を基に、各施設の耐用年数や老朽化状況、施設の維持管理に要する費用等を十分に見極め、建て替えあるいは大規模改修の時期など、財政状況を勘案しながら、現在進めているところでございます。

なお、現在想定されている大きな予算を伴う事業につきましては、3月下旬に皆様にご説明したとおりでございます。しかし、これにつきましてはあくまでも現時点における予定であり、状況の変化によっては優先順位が変更となることもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、万が一の場合もご心配いただきましてありがとうございます。町ではそのようなことにならないよう、十分注意してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） 2点目の小中学校給食施設のご質問にお答えいたします。

学校給食の食物アレルギー対応につきましては、文部科学省が定めた食物アレルギー対応指針において、各学校設置者は所管する学校や調理場などにおける食物アレルギー対応の方針を定め、また学校内や調理場における対応マニュアルを整備するよう求めております。これを受け、当町におきましても、現在3校共通の対応マニュアルの整備を進めているところです。

藤乗議員からご指摘のありました、給食室の老朽化や狭さなどによる食の安全管理への影響につきましては、対策といたしまして、アレルギー対応食を担当する調理員の配置や、アレルギー対応食識別のため色違い食器の使用、また献立表のアレルギー原因食物に色かけをして明示するなどの工夫をして、アレルギーによる事故が起きないように対応しているところでございます。

また、給食施設の建設計画につきましては、3月に完成いたしました公共施設等総合管理計画を基に進めてまいりますが、事業着手の際には食物アレルギー対策に十分配慮し、全ての児童・生徒が給食時間を安全にかつ楽しんで過ごせるよう、安全性を最優先して進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

再質問として、実際にはかぶるような形になりますが、学校給食施設は学校教育関連施設ということですが、実際に認識していただいているということですが、人命に関わる場面が

あり得るといふことで、考え方によっては地震災害よりもむしろあり得る事態というふうに捉えるべきだと思います。

確かに、非常に現場では努力していただきまして、そういった問題が起きない、事故が起きないようにということで注意を払っていただいているわけですが、何しろ施設の非常に狭隘な状況で、老朽化も含めて、本来ですと区域を分けてやらなければいけないようなことを、同じ空間で、近いところでやっていたりするという問題もございます。ですから、場面によっては、そういった問題が起り得ると考えていかなければいけないと思います。

これは、作る側、提供する側だけでなく、何らかの形で食べる側の子供たちのうっかりというものも、いろんな条件が重なった中で出てくる可能性もあるわけです。そういったことも含めると、少なくともこの施設を何とかするというのは喫緊の課題ではないかなと思います。

私としては、1、2として、中央公民館と学校施設と並列に質問としては挙げましたが、むしろ今、お話しした中で学校関連施設、給食施設も含めて、校舎改築なども一体で、とにかくそちらのほうをまず優先することが重要ではないかと。町の将来を支えていく人を育てる場をどうするのかということに関するのと、ベーシックな行政側の考え方、思想といったものに関わる問題だと、そういう事柄だと考えておりますので、それについてまず優先すべきではないかなと考えております。

それについて、町の意向、考えをお話しいただきたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

給食センターの建設につきましては、公共施設等総合管理計画を基に進めていくことを基本としてはおりますが、他の公共施設の状況などにより優先順位を変更する可能性もありますので、今後、十分協議した中で検討してまいります。

また、一宮中学校校舎との一体整備につきましては、今年度、南校舎の屋上防水工事を予定しており、これを数年以内に取り壊して給食施設と一体で整備することは現実的にかなり難しいことから、現在のところ、給食施設単独での建設を考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、ここで2点申し上げまして、できれば馬淵町長のお考えをお伺いしたいと思います。内容について、もしこの場でのお答えがなかなか悩ましい、難しいということであるならば、場合によっては整理していただいて、別の機会に改めてお話しいただいても構わないです。

1つ目は、まず町にとって、町政にとって最重要とするものは何かということです。ここで私が強調させていただきたいのは、一丁目一番地に当たるものは何なのかと、俗な言い方ですけれども。私は、子供政策であるべきだというふうに考えております。

見方を変えると、現在、足元を見るだけなのか、将来もその先の道も見る町政なのかという点です。ですから、先ほども最もベーシックな行政の考え方、思想に関わる事柄ですというふうに申し上げました。ですから、馬淵町長とされましては、どこに重心を置いた町政をお考えなのでしょうかということです。

2つ目は、施設改築に関する予算の原資の考え方なんですけれども、今年度のふるさと納税の目標額は1億4,000万円です。令和2年度の実績を僅かに下回りますが、目標としては無難なところだと思います。

ここ数年の実績の内訳から見ますと、返礼品分は規定どおり3割、経費が約1割、基金積立分が約6割というのが平均的な数字になっていると思います。これはかなり大ざっぱではございますけれども、この割合での積立金の8割を原資にする、学校教育関連施設に充てるという考え方で、5年間積立てをしたとします。そうすると3億3,000万円余りということになるわけです。基金分を仮に60%でなく、55%としても3億円余りになります。これを原資とするならば、確実に着工することが可能ではないかと考えるわけです。

施設改築ということで、振り向ける原資としてはかなり大きいものになるわけですから、こういった考え方を基に優先順位を大きく変えて、場合によって一体として建築を検討することも可能になると思います。

その場合には、中学校の漏水対策工事というものも早急に見直しをして、対応を考えるとこの考え方があると思いますし、可能だと思います。

この点も含めまして、町長のお考え、お気持ち、お伺いしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 再々質問が終わりました。

再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再々質問にお答えを申し上げます。

まず1つ目、町にとって最重要な項目、政治的課題の領域は何かということであります。

私は、常々申し上げておりますが、防災、教育文化、福祉、これがまず非常に大事な我が町の課題であると。そして、その公共サービスを支えるものとして産業がございます。また、さらにそれを支えるものとしてインフラの整備があります。

こうしたものは一つの構造をなしております。全体としてシステムとしてできておりました、全体が作動することで、町民の皆様の安心・安全の暮らしが全体として保障されるということになっております。これは、一つの全体の構造をなしておりますので、どこだけを取り出すというのはなかなか難しい問題だと思います。

その中で、私は、特に今、藤乗議員が子供さんの将来への投資、この政策の重要性が高いのではないかとこのふうにおっしゃっていただいたところでもありますけれども、私もそのように感じております。

ただ、この各面の政策において、それぞれ何らかの問題が起きたとき、例えば今、防災、あるいはインフラに関わる問題として、中央ポンプ場の老朽化という問題に鋭意取り組んでいるわけですが、こうしたことがやはりありますと、一方で、そこに当面注力しなきゃいけないということは避けられないことでもあります。

ですので、藤乗議員のおっしゃることは私、よく理解いたします。私も同感であります。子供さんの将来に対して投資をしていく、これは一宮町が今後も多くの方々により町であるご評価いただけることの柱になると考えておりますので、全くおっしゃるとおりでありますけれども、そういう中で、しかし他のところも一つ一つ、全体が体系をなしている中で重要性はそれぞれにあるということをおっしゃるべく存ずるところであります。

2つ目、ふるさと納税から重点的に積立てをして、中学の校舎も含めて改築を考えてはどうかということでございます。

これにつきましては、先ほど教育課長からお答えを申し上げたとおり、当面、中学の校舎を建て替えるというよりは、修理をして使っていくということを考えているのが現状であります。

これを変えてはどうかとおっしゃっていただきましたが、やはりこれは学校の校舎、あるいは給食室もそうなんですけれども、今後の長期の一宮町の戦略に直接関わることになると思います。

これから子供さんが増えていくのか、減っていくのか、あるいはこのままで推移するのか。そうした中で学校の在り方というものはどうなっていくのか、あるいはどうしていくのか、どうしていくのが最もよいのか、こういうことを全体に考えながら、私どもは進んでいかなければなりません。

しかし、当面、学校で教育を受けていらっしゃる子供さん方がいらっしゃいます。その子供さん方に、長期的な計画でこういうふうになっているからしばらく我慢してねと申し上げるのもなかなか難しいところでもあります。

ですので、今いらっしゃる学生さんには、私どもなりに現在の状況で最もよい条件を私どもの方で設定させていただきながら、一方で、長期的な見通しに立って全体が一つのシステムとして、町政も一つのシステムと申し上げましたけれども、学校も一つの大きなシステムとしてきちっと機能するような構想をまとめて、そこへ一つ一つの施策が整合的に入っていくような形、それを長期的に目指していきたいというふうに考えているところでもあります。

したがって、私としては、当面、全面的な中学のリニューアルというところまでは射程に入れていないということでもありますけれども、しかし、藤乗議員のおっしゃるような全体構想を持って、例えば給食施設を造るときも考えなくてはいけないと、そこは全く同感であります。そういう形で進めていきたいと思っているところでもあります。

以上であります。

○議長（鵜沢一男君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。

会議再開は午後1時ちょうどの予定です。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田延子です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

高齢者への移動支援、福祉タクシーとか新にこにこサービスについて質問いたします。

高齢化社会が進む中、町外のかかりつけ医へ通院する際の移動支援を求める声が増えております。

近隣町村（睦沢町、長生村）では、タクシー券を交付する福祉タクシー事業や無料送迎の外出支援事業により、高齢者の通院時、町、村以外への移動も可能となっており、大変喜ばれております。

一方、我が町では、福祉タクシー事業では高齢者は対象から外れ、新にこにこサービスも町内に限られた運行となっております。

需要の高まりや近隣町村の事例から、高齢者が町外に通院する際の支援が必要と考えますが、現行制度を拡充できないか伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、高齢者が町外に通院する際の移動支援対策として、福祉タクシーなど現行制度を拡充できないかのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、それぞれ市町村では、鉄道やタクシーなどの既存の交通環境が異なる中、独自の支援策を講じることで、高齢者の移動手段の確保に努めておりますが、先ほどの大橋議員のご質問でもお答えしたとおり、高齢化社会のさらなる進行を踏まえると、移動手段の一層の充実は、今後ますます重要な課題になるものと認識しているところです。

そのため、ご質問にありました福祉タクシーの対象者拡大など、現行制度の拡充につきましては、他の公共交通への影響や財政負担を考慮しつつ、十分な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 再質問ではございませんが、ありがとうございます。本当に十分な検討を進めてまいりますというお答えをいただきました。

そして、実は、睦沢町福祉タクシー助成事業のご案内、そして長生村の福祉タクシーについてのご案内というのを手に入れましたので、ちょっとこれを読み上げて、後で町長にもちよっとご意見を伺いたいなと思っております。よろしく願いいたします。

睦沢町の福祉タクシーの助成事業の場合は、年間最大72枚、妊産婦については最大34枚、タクシー利用券を交付して、1回の利用につき最大2,000円を上限にタクシー料金を助成しています。

利用できるタクシー会社、町が協定を締結したタクシー会社になりますのでご確認くださいということで、非常に広範囲にわたって利用できる会社を書いてあります。

ただし、タクシー料金100円未満の端数については自己負担となります。

そして、一番大事な対象となる方、1、65歳以上、住民税が非課税の方で家族の支援を受けることができない方、2、自主的に自動車運転免許証を返納した方で家族の支援を受けることができない方、3、腎臓機能障害で透析治療を受けている方、4、身体障害者手帳1、2級の方、または視覚、下肢もしくは体幹に障害がある方、5番、障害者総合支援法の対象となる難病患者、6番、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、7番、要介護2以上の認定を受けている方、8番、妊産婦、母子健康手帳の交付を受けている方で出産後2か月までの方、9、その他、町長が認めた方となっております。

そして、長生村では、これはタクシーを利用しなければ移動困難な高齢者や妊産婦へタクシー利用券を交付し、タクシーを利用した場合、その料金の一部を助成しています。

対象の要件や助成の内容についてはということで、村内に住所を有する、次の位置づけに該当する方ということで、1、65歳以上の高齢者で家族の支援を受けることができない。日中家族が仕事等により不在で高齢者のみとなる場合を含む。2番、70歳以上の高齢者で、自主的に自動車運転免許証を返納した。3番、身体障害者1級、2級、または3級の交付を受けている。4番、療育手帳の交付を受けている。5番、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。6番、要介護認定を受けており、要介護4以上に該当する。7番、腎臓機能障害を有し人工透析を受けている。8番、妊産婦、母子手帳交付を受けており、出産予定日から3か月经過していないというような、そのような方のことで、長生村の場合は年間48枚、そして1,500円です。

そういうふうに細かいことは書いてありますけれども、この要件の対象者が一宮町と違って、そういう免許を返納した方とか、それから町外にも出られるということで、もしできましたら一宮も福祉タクシーのことについて拡充していただければと思っておりますので、町長さんのお考えをもし聞かせていただければありがたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 今後の検討材料にさせていただきたいと思います。

答弁、質問じゃないですから、特に。

(「お考えを聞かせていただきたいです」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 志田議員からのご意見、拝聴させていただきました。

おっしゃるとおりでございます。私ども近接の両町村に比べて、私どもの町でそうしたお暮らしを続けていただくのに、どうしても必要な医療的なことなどを中心としましたこのサービス、私どものところでまだ不十分なところがあれば、これは真剣に検討していくべき課題だと存じます。前向きに検討させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(鵜沢一男君) 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 清 永 君

○議長(鵜沢一男君) 次に、5番、鵜沢清永君の一般質問を行います。

5番、鵜沢清永君。

○5番(鵜沢清永君) 2つ質問あるので、1つずつでお願いします。

○議長(鵜沢一男君) どうぞ。

○5番(鵜沢清永君) まず1つ目です。東浪見小学校の通学路についてです。

東浪見小学校下の通学路に交わる町道1-10号線では、朝の通勤時間と通学時間が重なっているため、その町道を小学生が通学しているにもかかわらず、役場方面へ向かう車が物すごいスピードで走り、ひどいときは信号を無視する者までいます。

そこで、東浪見小学校下の十字路にスピードを落とす凹凸をつけることはできないか。

また、東浪見海岸から東浪見小学校への通学路では、穴が空いている箇所や、側溝とアスファルトの間に溝や雑草があるため、児童が転び危険である。大きな事故につながる前に対応できないか。お答えをお願いします。

○議長(鵜沢一男君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長(高田 亮君) それではお答え申し上げます。

鵜沢議員ご指摘の町道1-10号線、大村交差点付近は、令和3年8月の茂原警察と合同で行った通学路の安全点検で、朝の通学時にスピード違反者が多く危険との指摘を受け、移動オービス使用など警察の取締りを強化したところでございます。

十字路に凹凸をつけることはできないかということでございますが、信号設置の交差点に凹凸をつけることは残念ながらできません。今後、それ以外の路面標示など効果のありそうなものを検討してまいります。また、茂原警察には再度取締りの強化を要望してまいります。

東浪見海岸から東浪見小学校への通学路については、例年適宜、草刈り、穴埋め等行っております。今年度もこれまでどおり同様対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（「要望で」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 5番、鵜沢清永君。

○5番（鵜沢清永君） 答弁ありがとうございました。

凹凸をつけることができないということは分かりました。

ただ、今まで死亡事故を含め事故が多数起きている場所ですので、それであればオービスを移動式ではなく、信号に設置してもらえるよう強く要望します。並びに、通学路の補修と草刈りですね。これも早急に進めていただくよう要望します。

続けて、次の質問よろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） どうぞ。

○5番（鵜沢清永君） 道の駅について質問します。

釣ヶ崎海岸ではオリンピック効果もあり、休日には多くのサーファーや一般の来訪客もかなり増えている。

今回、町の総合戦略にも書いてある道の駅について、今後町長は具体的にどのように進めていくのか伺う。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、ただいまの道の駅に関するご質問にお答えします。

道の駅につきましては、第2期一宮町まち・ひと・しごと総合戦略の中で、重点戦略の基本目標「防災拠点を備えたまちづくり拠点プロジェクト」の具体的な取組策として、地域住民が集う活動拠点の機能や九十九里地域を代表する観光拠点の機能のほか、津波などの災害時の一時避難所の機能も併せ持つ拠点施設として、道の駅的な施設の設置に向けた検討を行

うとの目標を掲げてございます。

今後でございますが、災害時の一時避難所の機能も併せ持つ拠点施設としての具体的な方針を策定し、検討委員会等へ諮問の上、事業展開の可能性について進めてまいりたいと存じます。

なお、昨年9月の議会でも申し上げましたとおり、現在、町では中央ポンプ場をはじめとする既存の社会資本の維持更新等に伴い、歳出の増加が見込まれるなど、町財政を取り巻く状況は大変厳しい状況でございます。

道の駅の設置については、公共施設計画に照らし合わせ、優先順位と町の財政状況をしっかりと見極めた上で、できる限り前向きに可能性を模索してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、鵜沢清永君。

○5番（鵜沢清永君） 総合戦略の中の重要戦略に載せているプロジェクトで、一宮町の観光客もどんどん増えている中、防災拠点を兼ねているので、できる限りではなく、やるという気持ちで前に進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、鵜沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 私も2問ありますので、議長、1問ずつ区切らせてやってもよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） お願いします。

○7番（袴田 忍君） じゃ1問ずつ切らせていただきます。

まず1点目でございますが、通学路の点検とその対策という形で出させてもらいました。

先月の新聞報道でもありましたように、県民が県に求める施策のうち、交通事故から県民を守ると答えた割合が前年度より大幅に増加したということが、県政に関する世論調査で明らかになっています。

これは、八街市の児童5人死傷事故より交通問題に対する意識が高まったことが背景にあ

ると言われています。

私が以前一般質問したその後の進捗状況について伺います。これは去年の9月に八街市の死傷事故以後、私が質問しています。

子供たちが利用する通学路の状況と対策について、町はその後、どのように検討したのか。その進捗状況をお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年9月議会における袴田議員のご質問でもお答えしましたとおり、八街市の死傷事故後、令和3年度通学路合同点検において、東浪見小学校区で7か所、一宮小学校区で8か所の点検を実施し、劣化が著しい歩道橋階段の修繕、グリーンベルトやガードレールの設置、道路の拡幅、見通しの悪い箇所への注意喚起看板の設置、防護くいの設置などの意見が上がりました。

これを受け、県、町の道路管理者、警察などに改善要望し、14か所のうち11か所につきましては、令和3年度中に対策が完了しております。また、残りの3か所につきましても、現在改善に向け進めておるところでございます。

今後も、生徒・児童が安全に登下校できるよう、日常のパトロール強化や危険箇所の実態把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関に改善要望をしております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） ありがとうございます。

多分、これは毎年だと思うんですが、通学路の合同点検というのは、これ学校サイドのほうで行われていると思うんです。以前、私も十数年前なんですが、私も、どの団体から、私がそれに参加したか分からないんですが、私もこの合同点検に参加したことがございます。

やはり現場を見ながら、きちんと説明を受けながら、やはり皆さんで検討したということが分かっておりますので、非常にこれは大切なものだと私は思っています。

実際、このメンバーといいますか、ここに関わる団体というのは、どういう団体さんが今、

いらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

通学路の合同点検につきましては、茂原警察署、長生土木事務所、町総務課、都市環境課、教育委員会、各小学校安全担当主任、各小学校PTA代表者で実施しております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 議長、2つ目、いいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○7番（袴田 忍君） 2点目でございますが、やはり進捗状況についてお伺いしたいと思っております。

2点目、運転免許証返納者への移動支援対策について。

これは昨年の12月議会で、私は自動車運転免許証自主返納者に対する支援という形で一般質問しています。

その中で、対応の中で慎重に検討していく。移動支援に関して慎重に検討していくという答弁がありましたので、その後、そういった検討進んだのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、運転免許証を返納された高齢者への移動支援対策について、検討状況に関するご質問にお答えいたします。

現状といたしましては、新にここサービスなど、現行の制度の一層の周知に努めているところであり、新たな支援制度の創設など、具体的な検討には至っておりません。

しかしながら、先ほどの大橋議員と志田議員のご質問でもお答えしたとおりでございます。高齢化社会のさらなる進行を踏まえると、運転免許証の返納者をはじめ、高齢者の日常生活を支える移動手段の一層の充実は、今後、ますます重要な課題になるものと認識しております。

そのため、新たな支援制度の創設など、サービスの拡充につきましては、他の公共交通への影響や財政負担を考慮しつつ、十分な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（「要望でございます」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） ありがとうございます。

やはり高齢化社会を迎える中では、足の手段というのは、これは考えていかなくちゃいけない部分だと、私思っております。

やはり、ここに一つの1枚の長生村の福祉タクシーの利用券がございますが、これは町も福祉の関係で出されている高齢者もいると思いますが、やはり私は、高齢者というのは健全な高齢者もいるわけでありまして、でもやはり車を手放さなくちゃいけない。そういうためには、やはり同じような対策を考えていただければ非常にありがたいなど、私思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鶴沢一男君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第8、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良税務課長。

○税務課長（目良正巳君） 承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明いたします。

議案つづり1ページをお願いします。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が令和4年3月31日公布、同4月1日施行されたことに伴い、一宮町税条例について、所要の規定の整備が必要になったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規

定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点を申し上げます。

まず第1条でございます。

第18条の4は、納税証明書の交付規定の改正で、納税証明書に住所に代わる事項の記載を追加するものでございます。

続きまして、2ページをお願いします。

2ページの上段、第34条の9の改正は、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除について、総合課税、または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって適用するものでございます。

続いて、中段、第36条の3の2の改正は、住民税に係る給与所得者の扶養親族について、法律改正に合わせて規定の整備を行うもので、申告書の記載事項に自己と生計を一にする配偶者の氏名を追加しています。

続きまして、3ページをお願いします。

第48条の改正は、法人住民税に係る納税申告書に記載すべきものとされる事項について、磁気テープを提出する方法を除外することとしたため項ずれでございます。

続いて、第73条の2は固定資産税課税台帳の閲覧、第73条の3は固定資産税課税台帳の証明についての改正で、不動産登記法が改正され、納税義務者がDV被害等である場合、加害者が証明書を取得、または第三者に取得等をさせることで納税義務者の住所が明らかになるケースが生じ得るため、納税義務者の住所を削除するなど、処置を講じた上で閲覧等をさせるための改正でございます。

続いて、附則第7条の3の2の改正は、住民税の住宅借入金等、特別税額控除の延長、見直しをしたものでございます。住宅ローン控除を受ける者について、所得税の改正を踏まえ、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲で控除し、適用期限を令和7年入居分まで4年間延長するものです。また、控除により減収した住民税は、地方特例交付金により全額国費で補填となります。

続いて、附則第10条の2の改正は、地方税法改正に伴い、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を定める規定の新設と項ずれ等を修正するものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定について、省エネ

改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正であります。

続いて、附則第12条の改正は、固定資産税に係る負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%を2.5%とする改正でございます。

5ページをお願いします。

本改正条例の第2条でございます。

第2条の改正は、令和3年4月1日に施行された一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

第1条の改正は、住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族を年齢16歳未満の者に限るとした規定の整備です。

附則第2条の改正は、住民税の経過措置の規定を整備したものでございます。

附則につきましては、施行期日それぞれの改正に伴う経過措置について規定したものでございます。

主な改正点は以上でございます。

本条例の施行期日は、一部を除き、原則令和4年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案つづりの8ページをお願いいたします。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

まず改正の趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきましても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容についてご説明をいたします。

今回の改正では、国民健康保険税の3つの賦課区分のうち介護課税分を除く基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分について、課税限度額の引上げを行うものでございます。

本文の1行目、第2条の課税額の規定のうち、第2項のただし書の基礎課税分は現行「63万円」のところを「65万円」とし、同じく第3項ただし書の後期支援分は、現行「19万円」のところを「20万円」に引き上げるものでございます。

また3行目、第21条の保険税の減額の規定につきましても、基礎課税分と後期支援分の限度額部分について、第2条同様に額の改正を行うものでございます。

なお、改正後の規定は、令和4年度分の国民健康保険税から適用とするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 議長（鶴沢一男君） 次に、日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

- 総務課長（諸岡 昇君） それでは、報告第1号についてご説明させていただきます。

議案つづりの10ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度一宮町一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次の11ページの繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

令和3年度から4年度に繰り越した事業と繰越額を申し上げます。

2款1項総務管理費、事業はPCB廃棄物処理運搬委託事業1,792万4,000円、東京五輪準備事業1,000万円、3項戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修事業55万円、3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業3,865万9,000円、2項児童福祉費、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業641万6,000円、7款2項道路橋梁費、排水機場維持管理事業として748万円、道路新設改良事業、町道1-7号線ですが3,810万6,000円となり、合計で1億1,913万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

- 議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

- 議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第11、議案第1号 一宮町史編さん委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、議案第1号 一宮町史編さん委員会条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの12ページをご覧ください。

一宮町史につきましては、令和3年度に一宮町史編さん準備委員会を設置し、令和4年1月に提言書を提出していただいたところです。

これを受けて、今年度、一宮町史編さん委員会を設置し、今後約10年計画で町史編さんを進めるものでございます。

今回、委員会を設置するに当たり、本条例を制定するものです。

条例の主な内容でございますが、第1条では、町史の編さん、刊行に当たり、地方自治法第138条の4第3項に基づき、町史編さん委員会を設置する旨定めております。

第2条では、委員会の所掌事務について、町史編さんの基本方針、事業計画及び運営に関することとしております。

第3条では、委員は10人以内、学識経験者のうちから委嘱するものとしております。

第4条では、委員の任期を2年としております。

第5条では、委員長及び副委員長の人数及び選任方法など、第6条では、会議の招集方法、議事の決定方法など、第7条では、委員の報酬を定めております。

第8条では、町史編さんに係る委員の役割、また委員会の決定に基づき、町史調査員を置くことができる旨定めております。

また、附則といたしまして、この条例は令和4年7月1日から施行すること。また、委員の初年度の任期は第4条の規定にかかわらず、任命の日から翌年度の末日とするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

この条例が7月1日より施行される予定になっておりますが、これが運用されるようになった場合の、今後の大まかなスケジュールというようなどころもある程度決まっているのではないかとと思いますが、その辺のところもご説明ください。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今後のスケジュールということでございますけれども、まず、それぞれの分野の専門家に編さん委員を依頼いたします。そして、8月から9月ごろ1回目の編さん委員会を開催し、年度内に編さん委員会を合計4回ほど実施する予定です。あわせて町史編さんに関わる基礎的な調査も開始いたします。

また、町史編さん事業の進捗状況につきましては、年2回程度、一宮町史編さんだよりを発行して周知する予定でございます。

そして、令和4年度以降についてでございますけれども、町史編さんにつきましては、令和14年度の完成を目指して10年計画で編さんを進め、町史の内容や基本的な方針、調査計画など、町史編さん委員会にて協議、決定してまいります。

そして、14年度を目標に町の全体の歴史を冊子としてまとめてまいりますけれども、それまでの期間、定期的に様々な冊子、報告書を刊行していくことにより普及啓発を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） ほかにありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第1号 一宮町史編さん委員会条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢一男君) 次に、日程第12、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第2号についてご説明させていただきます。

議案つづりは15ページになります。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

今回の改正につきましては、新たに設置される町史編さん委員の報酬を定めるものと、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴う報酬額の見直しが主なものでございます。

具体的な内容につきましては、別表1にございますので、そちらを見ながらご説明をさせていただきます。

初めに、選挙長1万600円、日額ですが1万600円。次に、投票所の投票管理者1万2,600円、開票管理者1万600円。次のページになりますが、期日前投票所の投票管理者1万1,100円、投票所の立会人1万700円、期日前投票所の投票立会人9,500円、開票及び選挙立会人8,800円を、新たに選挙長、日額で1万800円、投票所の投票管理者1万2,800円、開票管理者1万800円、期日前投票所の投票管理者1万1,300円、投票所の投票立会人1万900円、期日前投票所の投票立会人9,600円、開票及び選挙立会人8,900円に改めるものでございます。

また、町史編さん準備委員会につきましては、役目を終えたことから削除、廃止いたしまして、新たに一宮町史編さん委員会委員報酬額を日額1万円と定めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものですが、町史編さん委員は令和4

年7月1日からの施行となります。

説明につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第13、議案第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案つづりの18ページをお願いいたします。

議案第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず改正の趣旨でございますが、本町の国民健康保険税は、国の法改正に伴い、保険税の賦課限度額の引上げや低所得者に対する軽減の拡充が行われてきましたが、税率につきましては、平成25年度の引上げ以降据置きとなっております。また、国保財政運営につきましては安定化しており、ここ数年の単年度収支は黒字化が続いている状況でございます。これにより基金保有額については、平成27年度に10万円となり危機的な状況でありましたが、約

1億5,400万円を保有するまでに回復することができました。

一方、今後の国保財政運営は極めて流動的であり、高齢化や高度医療技術の進展など、様々な要因により医療費は年々増加する厳しい状況はありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う収入減や物価上昇の影響による被保険者の負担を軽減するため、一部税率の引下げを行うことといたしました。

なお、本改正につきましては、5月26日の国保運営協議会において承認をいただき、本日提出をさせていただくものでございます。

それでは、本文の改正内容についてご説明をさせていただきます。

国保税は、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分と介護課税分の合算により世帯主に課税しております。

今回の改正では、このうちの基礎課税分の所得割の税率を改めるもので、第3条第1項中「100分の7.7」を「100分の7.5」に改めるものでございます。

なお、この改正による税収の影響といたしましては、400万円ほどの減少を見込んでおります。

附則につきましては、施行期日と適用区分を定めるものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第14、議案第4号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第4号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの19ページをご覧ください。

今回の改正内容は、保険料の減免制度について、その実施期間を1年間延長しようとするものでございます。

減免方法そのものに変更はございません。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定以上減少した場合等について、令和2年から保険料の減免措置を講じているところではありますが、いまだ収束しないコロナ禍での影響に鑑み、令和4年度も引き続きこの減免措置を講じる方針が国から示されました。

このため、附則第9条第1項中、令和4年3月31日を令和5年3月31日に改め、減免制度の実施期間を1年間延長しようとするものでございます。

また附則では、施行日を令和4年4月1日とし、遡及適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第4号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしま

した。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時10分、お願いします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時10分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第15、議案第5号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第5号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの21ページをご覧くださいと思います。

令和4年度一宮町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,856万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,956万7,000円とするものがございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、28ページ、29ページをご覧くださいと思います。

歳出のほうからご説明いたしますが、説明につきましては、右側の説明欄にてご説明させていただきますと思います。よろしく願いいたします。

それでは、初めに、上から3項目めの情報化推進事業1,113万1,000円のうち、12節委託料、自治体情報システム標準化・共通化対応委託料214万3,000円ですが、これは地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、町のシステムが国の基準に対応できるか調査するもので、全額国庫補助事業となります。

次の行政手続オンライン化委託料864万1,000円ですが、これは転出・転入手続のワンストップ化に伴うシステム導入経費で、国が2分の1補助するものとなっております。

次のメモリアルアート事業91万2,000円ですが、釣ヶ崎海岸施設の壁面に飾る絵画を子供

たちに作成してもらい、オリンピックの思い出をつくるもので、作成に要する塗料やパネル等の経費でございます。

2つほど飛ばさせていただきまして、プレミアム付き商品券事業から、これからは地方創生事業となります。

主なところをご説明いたしますが、プレミアム商品券事業2,863万4,000円は、新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した地域経済の活性化のために町内で利用できる商品券、プレミアム率、今回30%を発行し、住民の皆様の生活支援や町内需要の喚起を図るものでございます。具体的には、1万円で1万3,000円のお買物ができる商品券を7,200冊、お一人様2冊まで購入可能とするものでございます。

次に、一番下の水稻経営継続支援事業1,305万2,000円につきましては、米の消費が大幅に減少し米価が下落している状況から主食用米作付農家を支援するもので、1俵当たり1,000円を助成するものでございます。上限につきましては50万円となります。

次に、31ページをご覧くださいと思います。

施設園芸燃油価格高騰対策事業753万7,000円につきましては、原油価格の高騰により施設園芸農家が暖房用として使用しています重油等も大幅に高騰しているため、経費の一部を支援するもので、リッター当たり5円を助成するものでございます。上限につきましては10万円となります。

次の農産物等流通支援事業348万6,000円は、農産物の自動販売機を設置することで、非接触での販売を可能とするとともに、新たな販路拡充を図るものでございます。設置につきましては、一宮海岸広場、それから釣ヶ崎の海岸施設の2か所に設置予定となっております。

次に、少し飛ばしまして、下から3項目め、コンビニ交付サービス事業380万8,000円。これにつきましては、住民票や印鑑証明、課税証明等をコンビニで交付できるようにし、住民の皆様の利便性を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進、役場窓口の混雑緩和、これらに努めるものでございます。

次に、33ページをご覧くださいと思います。

感染症対策広報事業523万8,000円につきましては、住民の皆さんへのお知らせなどを印刷する機械が老朽化しているため最新の機種に変更するもので、これにつきましては、印刷時間の短縮や製本等の作業効率のアップが図られるものでございます。

その次のW i - F i 環境整備事業605万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン会議が増加しておりますが、接続環境が限られているため、会議

参加者が多くなる場合など密になることが懸念されます。そのためW i - F i 環境を新たに整備するための委託料と通信運搬費ということになります。

以上のところまでが地方創生事業の主なところでございます。

次に、下から3項目め、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業1,266万4,000円につきましては、令和3年度の事業実績に基づき国庫補助金を返還するものとなっております。

次に、1つ飛ばさせていただきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯）分ですが、828万5,000円は、ひとり親以外の世帯で住民税均等割が非課税世帯の児童や家計急変世帯の児童に対し、1人5万円を給付するものでございます。これにつきましては全額国庫補助の対象となっております。

次に、35ページをお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業466万3,000円につきましては、令和3年度の事業実績に基づき国庫補助金を返還するものとなっております。

1つ飛ばさせていただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,136万5,000円につきましては、4回目のワクチン接種に要する経費で、集団接種時における医師や看護師の報償、医療機関への委託料、職員の時間外、通信運搬費などの経費となります。財源につきましては、国・県が全額負担するものでございます。

その下の農業生産基盤整備事業415万3,000円につきましては、綱田地区の水路の取水設備改修経費で、設計監理や工事請負費となっております。

次に、37ページをお願いいたします。

下から4項目め、国際化教育推進事業208万1,000円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定しておりました中学生の海外ホームステイ事業を中止といたしました。その補助金318万7,000円を減額いたしまして、代替事業といたしまして、体験型英語教育を1泊で実施するために、新たに委託料として110万6,000円を追加するものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

上から3項目続けて、東浪見小学校、一宮小学校、一宮中学校の各学校教育振興事業でございますけれども、児童・生徒の増加に伴い、新たにタブレット端末を購入するもので、東浪見小学校については8台、一宮小学校が25台、一宮中学校が17台、3校合わせて50台を購入するもので、3校合わせますと金額349万3,000円となります。

最後に、農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、462万9,000円は使用料をコンビニ収納できるようにするための経費を繰り出すものでございます。これにつきましても、地方創生事業で対応させていただいております。

次に、戻っていただいて、歳入についてご説明いたしますので、27ページをお願いいたします。

一番上の国庫負担金1,188万3,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種経費の負担金です。

次の総務費国庫補助金8,391万8,000円につきましては、地方創生臨時交付金7,747万5,000円とデジタル基盤改革支援補助金644万3,000円となります。

民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付事業補助金で、750万円は給付費分の補助で、その下の78万5,000円は事務費分の補助となります。その次の保健衛生費補助金1,481万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保のための補助金となっております。

1つ飛ばしまして、県補助金の保健衛生費補助金467万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療従事者派遣の補助金でございます。

一番下の雑入410万4,000円は、コミュニティ助成事業、これは枇杷畑自主防災会の助成金90万円、それと土地改良施設維持管理適正化事業、これについては綱田地区の水路の施設改修の交付金320万4,000円、合わせたものでございます。

これらの財源のほか、なお不足する分については、前年度繰越金として4,003万円を充てるものでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

今ご説明ありましたものの中から、特に地方創生事業関連の中で4点ほどお伺いいたします。

まず1つ目は、プレミアム付き商品券事業、議案つづり29ページにあるものですが、プレミアム率30%の事業ということですが、これの運用スケジュールに関しまして、現在予定している内容について、分かっている範囲でご説明をお願いいたします。

2つ目としまして、31ページでございます農産物等流通支援事業、これに関してですけれども、農産物の自販機による販路拡大というふうな内容のものだというふうにお聞きしております。これは、どこに設置して、どのような管理、そして商品の提供の仕組み、こういったことなどについて、予定されているような内容がございましたら、あるいは問題点など検討されている部分もあるかと思いますが、その点についてご説明ください。

同じく31ページの住民票等のコンビニ交付サービス事業というものが予定されているというのですが、このシステムの利用については、どれくらいの件数、割合を想定しているのか。他の自治体では、先行して利用されているということですが、他の事例でも構いませんのでお教えください。

4点目ですが、29ページのほうの、戻りまして、水稻経営継続支援事業に関してです。これは、水稻栽培農家への支援事業ということで、先ほどの一般質問の川城議員のほうでもございましたものですが、農家への支援ということもさることながら、米の消費が拡大するというのも大事なことだと思います。

これは、実際には町単位でできることは非常に少ないでしょうし、とはいえ、町民の皆様へのお米の消費の拡大をお願いするなどの取組もあるべきだと思いますし、こういったことは地方から、草の根からの発信ということによる意識の改革、意識の醸成というのが必要じゃないかというふうに思います。

こういった支援事業を生かすためにも、町でもキャンペーンといったらちょっと大げさですけれども、何らかの発信をして、工夫をしていただきたいと考えるんですけれども、町としてはただ単に支援すればおしまいということではなしに、そういった点に関して、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ただいまの質問の中の議案つづりのまず29ページ、プレミアム付き商品券事業のスケジュール等でございますが、先ほどあった説明ありますように、今回プレミアム率30%として、1万円で1万3,000円のお買物ができる商品券を、今回1人2冊まで購入できます。商品券でございますけれども、500円券の26枚つづりとなり、町内店舗、約250店舗で利用が可能となります。

今回の商品券購入方法ですが、新型コロナウイルス、この感染防止を図るため、事前に購

入申込みが必要となります。

商品券の購入に必要な購入引換券でございますけれども、こちらは8月上旬に各世帯主さん宛てに送付いたします。それによりまして購入希望数などの必要事項等を記入の上、今回同封します返信用封筒、これによって提出いただき、9月下旬に購入引換券をそれぞれのご希望する家庭のほうに送付いたします。そして、10月1日より商工会において、それぞれ購入券と引換えで販売を行ってまいります。

なお、今回商品券の使用期限でございますけれども、10月1日から12月31日までの3か月間というところで今予定をしておるところでございます。

商品券につきましては、以上でございます。

続きまして、同じページの29ページ、水稻経営継続支援事業ということで、先ほど米の消費拡大というようなことで、町での消費拡大に向けてどのようにやっていくかというようなご質問でございますけれども、今それこそこの地域のみならず、日本全国においてやっぱり米の消費が減少していると。それこそ1人が1年間で消費する量につきましては、1962年、このときには1人当たりの消費量が年間で約110キロ。ところが年々減少しまして、この22年では50.7キロと約半分の米の消費量となっています。

これまでの米の消費がここまで減少しているには、やはり先ほど川城議員、一般質問でもご答弁させたとおり、食生活の多様化、そしてまた少子高齢化、また世帯構造の変化、これらの様々な要因が原因だと考えられます。

今後さらに、こういった米の消費離れが加速していることと考えられますが、このような中で、町で生産している米の消費を図る目的で、昨年町内の飼料用の水稻農家、これで構成しております一宮町稲作研究会、こういったものが設立されております。これについては、おもてなしの提供事業、そしてまたふるさと納税等のそういった事業を絡めた事業において、町内外の一宮町の水稲のPRを行いまして、消費拡大の推奨する取組を実施しているところでございます。

さらにまた、国等においても、食育の観点から各小中学校における米飯給食の提供も行い、そういった部分で自給自立、食料の自給率の拡大に努めておるところでございます。

また、千葉県においても、令和2年度、こちらで県産のブランドとなる新品種米の開発によりまして、ご飯食への関心を持ってもらえるような取組を行っているところでございます。

それこそ米の消費に向けては、食と農の魅力を、重要性などを発信するなどしまして、米の消費拡大の機運を図ってまいりたいと思います。

続きまして、議案の31ページの農産物流通支援に関してのところでございますけれども、先ほど総務課長のほうから説明あったように、今回、2台の販売機、自販機という形のを置く予定となっています。置き場所としては、一宮海岸広場、そして釣ヶ崎海岸広場の各1台ずつの設置と予定しております。

販売する商品等につきましては、町の生産農家などを対象に公募を行いまして、野菜や果物のほか、加工品や土産物などの販売も予定しておるところでございます。それこそ詳細につきましては、今後先進事例を踏まえながら検討していくところでございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、私のほうから31ページのコンビニ交付に関する利用件数及び割合のご質問について、こちらについては近隣の状況を参考にお答えさせていただきます。

現在、近隣では、茂原市、長生村、睦沢町、長柄町、白子町でコンビニ交付を開始しております。このうち、町村の月の発行件数でございますが、平均15件、年間にしますと約180件ほど交付している状況になります。

なお、一宮町の窓口で、昨年度に住民票、印鑑証明を発行した件数は1万367件あります。他町村の年間の発行件数を参考にしますと、割合のほうは1.7%といった状況になります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） ほかに質疑ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第5号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしま

した。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第16、議案第6号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第6号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの48ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,233万4,000円とするものです。

初めに、歳出からご説明いたします。

議案つづりの54、55ページをご覧ください。

12節委託料ですが、今回集落排水使用料管理システムの導入経費として462万9,000円を計上しております。

これまで集落排水使用料の支払いにつきましては、納付書による窓口納付と、JA口座に限り口座振替での支払いが可能となっております。

今回、利用者のサービス向上と業務の効率化を図るため、使用料の管理システムを導入いたします。これによりまして、従来の窓口納付に加えまして、水道料と合わせた支払いや、JA以外での口座振替のほか、コンビニでの納付が可能となります。

なお、今回導入いたしますシステムの導入経費につきましては、全額地方創生事業によるものです。

続きまして、歳入ですが、52、53ページをご覧ください。

今回、システム導入に伴う経費につきましては、全額地方創生事業の対象となり、一般会計から繰り入れるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第6号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第17、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

議案つづり56ページをご覧くださいませ。

現在、ご活躍いただいております人権擁護委員現職の中ノ谷和恵委員の任期が、この9月をもって満了いたします。

そこで、新たに17区の1にお住まいの田中 薫さんを推薦申し上げたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めさせていただくものでございます。

田中さんの略歴はお手元にお配りした資料のとおりでございますが、大学を卒業された後、高等学校の教員として38年間奉職なさいました。在職中は県立一宮商業高等学校の校長職などを歴任され、定年退職なされた後も大学と高等学校において非常勤の教員としてご尽力なさっておられます。大変教育熱心な方であり、人格、識見ともに優れた方でありますので、人権擁護委員といたしましてもご尽力いただけるものと判断いたしました次第でございます。

任期は令和4年10月1日からの3年間となります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や無礼な言葉は使用することができませんので、注意をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。田中 薫さんを適任とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立多数。したがって、本議会の田中 薫さんに対する意見は適任と決しました。

ここで日程追加のため、15分程度の休憩といたします。

会議再開は15時といたします。お願いいたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時58分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（鶴沢一男君） お諮りいたします。発議案第1号から2号までをお手元に配付いたしました追加日程表のとおり日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第1号から2号までを日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2とすることに決定をいたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和4年6月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、小安博之、小関義明、藤乗一由、袴田 忍、鵜沢清永、大橋照雄。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、鵜沢一男。

内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、文部科学大臣、末松信介様、総務大臣、金子恭之様。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、追加日程1の日程第2、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、鶴野澤一夫君。

○8番（鶴野澤一夫君） 発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和4年6月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、小安博之、小関義明、藤乗一由、袴田 忍、鶴沢清永、大橋照雄。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

国における2023年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不

登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2023年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
 - ・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
 - ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
 - ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
 - ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
 - ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
 - ・感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じるようなことのないよう財政措置を講じること。
 - ・GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のために、財政措置を講じること。
- など。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日。

千葉県長生郡一宮町議会議員、鶴沢一男。

内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、文部科学大臣、末松信介様、総務大

臣、金子恭之様。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程1の日程第2、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回一宮町議会定例会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 3時11分